

第4回資産債務等専門調査会議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成18年7月25日(火) 10:01~13:47

2. 開催場所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3. 出席者

会長	本間 正明	国立大学法人大阪大学大学院経済学研究科教授
専門委員	跡田 直澄	慶應義塾大学商学部教授
同	伊藤 滋	早稲田大学特命教授
同	江川 雅子	ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長
同	関 哲夫	新日本製鐵株式会社常任監査役
同	宗岡 徹	関西大学大学院会計研究科教授
説明者	向井財務省主計局法規課長	
	小野財務省理財局国有財産調整課長	

(議事次第)

1 開会

2 議事

(1) 資産売却、特別会計等に関するヒアリング

(2) 各委員からのプレゼンテーション

(3) その他

3 閉会

(配布資料)

資料1 国有財産(庁舎・宿舍)について(財務省提出資料)

資料2 特別会計改革の今後の課題(財務省提出資料)

資料3 国有財産の売却・有効活用について(伊藤委員提出資料)

資料4 公会計分野等について(宗岡委員提出資料)

資料5 貸付金等の証券化(江川委員提出資料)

資料6 資産債務等専門調査会 今後のスケジュール

資料7 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)

資料8 特別会計等について(跡田委員提出資料)

(関会長代理) まず、本日は資産売却、特別会計等についてヒアリングを行った後、各委員の皆さんからプレゼンテーションをいただくということになっている。

まず、議事にいく前に資産・債務等改革に関して今回の骨太方針2006で示された方針につきまして、内閣府より簡単にご説明をいただきたい。

(井上参事官) それでは、資料7、骨太の方針の抜粋に沿って簡単に概略等説明させていただく。

資料7は骨太2006の抜粋したものであるが、第3章の財政健全化取組の中で、歳出・歳入一体改革に向けた取組として、「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを縮小する」という方針が示されている。

その中で、具体的な「簡素で効率的な政府」への取組というところについて、資産・債務改革、公会計制度、特別会計改革にかんする記述がある。資産・債務改革については、「行政改革推進法」に基づき、平成27年度末に国の資産規模対GDPの半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮するということが盛り込まれている。

国有財産については、一般庁舎・宿舍、未利用国有地等の売却・有効活用、民営化法人に対する出資等の売却に努めるということで、今後10年間の売却収入の目安として、12兆円という金額が書き込まれている。さらに、PFI活用等についてもここに書いている。

財政融資貸付金については、全体としまして、今後10年以内であわせて130兆円超の圧縮を実現するということが書き込まれている。

既往の貸付金等の売却・証券化によるオフバランス化についても民間の専門家の知見を活用し、メリットがコストを上回る場合、積極的に実施するという方針が書いてある。

(松山審議官) 続いて、経済財政諮問会議における本専門調査会の位置づけにつき説明する。この専門調査会での議論を9月を目途に諮問会議に報告するということがこの閣議決定文書に書かれている。

その上で、この専門調査会に中立的な金融の専門家と民間有識者を加えて、有識者会議として改組をして、資産・債務改革の実施状況について公正中立な立場からチェックフォローをしていただくということが決められた。

この9月に有識者会議として改組をするという部分がいろいろな解釈があり得るが、政府部内、それから与党ともこの間、いろいろご相談をし、現在の専門調査会の法令上の位置づけと

申すか、諮問会議のもとに置かれました専門調査会という形でかつそこに書かれましたように、有識者を加えた形で9月以降また新たにスタートをしていただくと、そのように考えている。

(関会長代理) それでは、資産売却について小野財務省理財局国有財産調整課長及び松浦理財局総務課調査室長より説明をお願いしたい。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 資料1、国有財産(庁舎・宿舍)に沿い、庁舎・宿舍全体、それからそれらに関する取組ということで整理をさせていただく。

1ページ目に、国有財産の現在額という表がある。国有財産は、大きく分けまして、国の事務事業の用途に供する行政財産と、それ以外のものである普通財産ということに分かれるが、庁舎・宿舍は、左側の行政財産の方に入る。

行政財産の種類として公用財産がある、これは国の事務事業の用に供するものである。公共用財産というのは、例えば公園といったような形で国において直接公共の用に供するものである。それから皇室用財産、企業用財産がある。庁舎は、一般的には公用財産の中に入ってくるが、例えば防衛施設とか空港施設のウエートが非常に大きくなっている。防衛施設というのは13兆であるが、航空機、船舶が相当を占めている。それから空港施設、行刑施設、石油備蓄施設等、それぞれ固有の用途に使われているものがある。それ他の一般庁舎等の価格は全体で9兆9,549億、そのうち土地が5兆7,441億円となっている。

2ページ目は、一般庁舎等・宿舍の状況として、一般庁舎等・宿舍の土地5兆7,441億円の内訳を示したものである。一般庁舎等が4兆6,000億円、宿舍が1兆1,000億円となっており、一般庁舎等のうち、国会の関係を除く行政用のものが3兆9,000億円という状況である。右欄の特別な施設は、国会議事堂などの国会関係、官邸、迎賓館等、在外公館といったようなものである。それらが3兆円となっており、単純にそれを差し引くと1兆6,000億という状況である。宿舍については、1兆1,000億円となっており、23区内が3,000億円、23区外が8,000億円である。5兆7,000億円のうち、立法府公邸も含めた特別な施設3兆1,000億円を差し引いたものが一般的な庁舎・宿舍の国有財産台帳価格上の価格になる。

3ページ目は、一般庁舎の事例、及び、特別な施設の事例である。

左側の上の函館税務署、左側の下の帯広の公共職業安定所は特定の行政機関の用に供する単独庁舎、右側が総合庁舎としての長野労働総合庁舎、幾つかの官署が入居している合同庁舎としての松江地方合同庁舎である。右側が、特別な施設の事例で、国会議事堂、官邸、迎賓館等

である。

4 ページ目は、庁舎、宿舍の売却・有効活用についての考え方である。これは、法定容積率等に対する利用率が低いもの等を集約化することによって、不用敷地を捻出の上、売却・有効活用していこうということである。売却収入の目安は、現時点で約1.5兆円と考えている。一般庁舎等については、法定容積率に対する利用率が低いもの、小規模なものは原則売却ということで、約0.5兆円。宿舍については、都心3区に所在するものは原則売却。それ以外の地区については、23区外だけではなく、他の全国でも集約化がなじむところにつき、法定容積に対する利用率が低いもの、小規模なもの、老朽化したものは原則売却という考え方に立ち、約1兆円と考えている。合わせて約1.5兆円ということを目安として考えている。

ただ、注1の通り、集約化に当たっては、売却対象となる財産が所在する地区の地価水準と集約化に要する建設コストを比較検討することが必要である。また、注2の通り、一般庁舎等・宿舍の取扱については、これは全体として目安を示しているが、いずれにしても不動産の特性等、個々の事案に即して今後判断していくことが必要であり、有効活用ということで対応していく場合もありうる。

それに関し、国有財産行政の改革ということで、今年国有財産法等の改正を行っている。各国有財産は、それぞれの行政庁で維持管理を行っているが、財務省が全体を見ていく観点から、従来以上のチェックを行うという考え方から、そのための制度改正等を行っているところである。

5 ページ目は、庁舎が無駄なく使用されているか、従来以上に強力でチェックするというところで、無駄な使用があれば、積極的に入替えを行い、無駄を解消する。借受庁舎も、チェック・入替えの対象にするといったようなことにより、一棟全体が不用となった庁舎は売却するとか、民間に貸しつけるといったような形で有効活用をできるだけ図っていくというツールを整理しているところである。

補足として、国有財産の売却についても、売りにくい不整形地などについても、隣接地と交換して売却を容易にする法改正を行い、できるだけ国有財産の売却・有効活用が進むようなツールを整えているところである。

個々具体的な検討ということに関しては、民間の視点でご検討をいただき、今年の6月に23区内の宿舍につき、移転・再配置の報告をいただいたところ。具体的な個々の検討ということで23区外の宿舍、それ以外の庁舎等に関し、まさにこれから改組された有識者会議におきまして、本格的に個々にご検討をいただっていくという段取りになっている。

前回ご説明した国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議の報告書の中で、それに関係する部分をご説明申し上げます。

6ページ目は、東京23区内に所在する国家公務員宿舎の移転・再配置と跡地利用に関する報告書の抜粋であるが、まず改組後の有識者会議で取り扱う課題ということで、今後は23区の宿舎の移転・再配置で示した基本的考え方をもとに計画を具体的に実施に移していくことになるが、その際には、本有識者会議を改組し、今回提案している基本計画に基づく売却等の実行に関しモニタリングすることを財務大臣から要請されている。新たな有識者会議が取り扱う事項については、まず23区内の宿舎の基本計画実施の監視である。また、(2)で、その他新たに取り扱うべき課題ということで、これまでの有識者会議において宿舎の有効活用に関する検討を進めるに当たり、その検討対象の範囲を超え、国有財産全般にわたる様々な課題が浮かび上がってきた。財務大臣からは、改組後の有識者会議において、こうした課題についても検討することを要請されている。

具体的な課題として現時点で想定されるものには、会議施設等となっている旧公邸に関する土地の有効活用のあり方、東京23区以外の地域の宿舎のあり方、霞が関中央官衙地区の庁舎のあり方、庁舎を含む国有財産の売却・有効活用などの検討があるが、改組後、基本計画のモニタリングを行いつつ、随時新たな検討も行っていくべきであろうとのことである。これに基づき、対応を考えているところ。

(関会長代理) ご質問、ご意見をお願いしたい。

(跡田委員) 売却収入の目安で今挙がっている1.5兆という数字は、国有財産台帳の簿価か。実際の数字はどれくらいか。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 1兆5,000億円という数字は、相続税路線価といったようなことも勘案したものである。実際に、23区の宿舎について検討するに際しては、全体的なマクロの状況から、一定の目安を整理せざるを得なかったが、不動産なので個々の事案の具体的な特性や価格的なものを見て、精査をしていくというプロセスが必要ではないか。そういうことで、23区の部分については、そういう作業が行われたが、庁舎及び23区以外の宿舎についても、そういうところを精査していくプロセスは今後当然必要になってくる。

(本間会長) 資料の3ページ目の、23区内、23区外というのは、これは東京の23区と全国残りということか。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) おっしゃるとおりである。

(本間会長) 23区外はどのようなプロセスで検討を行うのか。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 23区内については、今回ご報告をいただき、その中では例えば法定容積率50%と、それから幾つかほかにも基準がある。今後、23区外について、大阪や名古屋といった地価の高い地域についてのあり方を議論し、今後具体的に個々に検討していくということが必要になる。先ほどの報告書の中でも東京23区以外の地域の宿舎のあり方につき、検討課題としているので、具体的には改組後の有識者会議で個々に詰めていくことになる。ただ宿舎については、この半年間である程度どういう切り口で切っていくのかということが整理されてきている部分もあるので、そういうことに基づいて、これから秋以降検討していく。

(本間会長) もう少し具体的に、今の段階でわかることは何か。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) そこは、例えば、売却収入について、今50%といった基準で切って、23区のような形で集約化にふさわしい地域ということで考えたときに、今の目安として1兆円ということが出てきており、1兆円の中から都心3区に所在するものが大体5,000億程度なので、23区以外のところの売却の目安としては、差し引いて5,000億程度と考えているが、個々にはこれから見ていくという段階である。

(本間会長) もう少し早いテンポで議論するようにしないと、全体像が浮かび上がってこないのではないか。今のままだとデータも含めて遅れているように思うが。

(伊藤委員) 実態は、非常に厳しいものであるので、積み上げがかなりかかると思うが、速やかに結論を出すべく、私の責任で、つかみでご報告させていただく。

(関会長代理) 台帳価格というのは、いつの時点の数字か。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) これは、17年3月31日現在ということをつくっている。ただ、5年ごとに国有財産台帳額の見直しを行っており、18年度部分を今作業中である。したがって、今後、そういうことが固まった段階で、適宜当然反映させていくことが必要だと考える。この数字は今そういう国有財産台帳価格として固まっているものということで、最新の17年3月の数字をとっている。

(本間会長) 国民経済的にこの価格はどう計算するのか。固定資産台帳との関係はどうなっているのか。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 若干の例外はあるが、原則としては相続税路線価で計算している。

(関会長代理) 1ページ目に出ている国有財産の現在額が、国の資産の検討対象か。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 国有財産法の対象として整理しているものは、ここに網羅してある。

(関会長代理) 絵画等、簿外のものはどういった扱いになっているのか。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 国有財産法の対象とするものには、不動産等として持っているもの、有形固定資産の中では、建物、工作物とか船舶、航空機、林木地区等である。機械器具に関しては物品管理法の世界になり、絵画に関しては、物品管理法の対象となっている。

(江川委員) 一般人として考えた場合、国会議事堂とか霞が関の本庁の庁舎をどうこうするというよりは、独立行政法人に関することを考える必要があるのではないか。

(小野財務省理財局国有財産調整課長) 国有財産的な世界からは、先ほど国が事務事業の用

に供するものは行政財産ということで整理しており、独立行政法人等に関しては、まさにそういう現物出資も含めて出資をしているということである。そういう意味では行政財産の範疇外ということになるが、有識者会議において、伊藤座長からさまざまな御意見、御検討の指示をいただいているので、今後検討していく必要がある。

（伊藤委員） 大学、NTT、郵政は多大な土地を持っている。また、やはり国有財産というのは国の組織と私は思っているが、立法府も行政府も司法府も同じ形でこういう問題を扱わなければならないのである。やはりメスを入れるべきだと思い、ぜひこの点は、財政諮問会議で我々の仕事に援護を送っていただきたい。

（本間会長） 非常にいいポイントを江川委員と伊藤委員はおつきになられた。独法化をするときに、現物出資という形でやるかどうかというのは、一つのアプローチであって、国有財産として保有しながらそれをレントするという形式も本来的には可能であった。そういう設計にしたからといって、独法化したらもう国とは別と考えるのは、各省庁の権益を守ることにもなる。この点について事務方は少し意識改革をしていただきたい。国家公務員の定数の問題もそうであるが、独法化後は関係ないというような議論がまかり通っているのは、全体の資源配分上からいったら問題がある。ぜひ積極的に伊藤委員の委員会でも検討していただきたいし、我々もきちんとこの場で検討すべきだ。

（伊藤委員） ぜひ、ここそタイアップしなければ、動きが破れませんからお願いしたい。

（本間会長） 立法府についても国有財産利用の効率性の観点から、例外ではあり得ないわけで、利用状況の検証を政府から提出して、国会で審議していただくということもあり得る。ぜひ、広げてこの問題も扱っていただければと感じている。

（伊藤委員） それは大変ありがたい。

（関会長代理） 続いて特別会計改革について、向井財務省主計局法規課長より、プレゼンテーションをしていただく。

(向井財務省主計局法規課長) 資料2、特別会計改革の今後の課題というのがあるが、このペーパーは、経済財政諮問会議に民間議員ペーパーとして出されたものである。また、「特別会計のはなし」という冊子をお配りしているが、これまで特別会計については、なかなかまとまった資料というのはなかった、主計局の中でもなかったので、今年初めてつくらせていただいたものである。全体のもの、あるいは各論についても書いてあるので、まず簡単にこれかいつまみながら今後の改革における論点みたいなものを簡単にご説明したい。

まず、10ページ目をお開きいただきたい。

特別会計と一般会計の違い、まさに特別会計は何が違うのかということであるが、予算編成とか国会審議などにおける取り扱いは当然のことながら同じである。

次のページに一般会計と異なるものは何かということで、まず財務会計処理というのが違う。まず、1つは歳入・歳出であり、特別会計は歳入・歳出規定を法律的に特別会計法にどういう歳出、どういう歳入というふうに書かれてある。ただ、特別会計ごとによりかなり書き方、法律の、法定の書き方が違っており、かなり厳密に書いておるものから、アバウトに書いてあるものまである。

それからもう一つは、事業をやっているものについては、特会の借入金ができるようになっておると、大体三通りだが、資産性のあるもので事前に資金調達が必要となる場合、それから保険給付の財源に不足を生じる場合、それから借換債みたいな場合、そういうふうな場合については、借入金が特別会計でできるということになっている。一方で借入金が膨らむことによって隠れ借金的なものが出ているという批判もある。

それから、次に決算の剰余の処理であるが、通常の一般会計では、歳出・歳入の差額、いわゆる純剰余金については、2分の1以上を国債償還財源に充てた上で残額については、翌年の歳出の財源に充てるというのが一般的であるが、他方、特別会計では、それぞれの性格において行われているが、基本的には特別会計内で処理されている。翌年度歳入に繰り入れるなり、積立金に積み立てるなりというところが特典的なものになっているということである。

それから、次のページにそれ以外に一時借入金ができるとか等々があるが、これらについては、今後次期通常国会までぐらいには、特別会計の通則法的なものを最低限立法化する必要があるということ、今年の秋にこういうものを各特会ごとに整理していくところである。必要のないものはそういうことができなくしていくというふうなことをしていかなければならない。

それから、次に26ページをお開きいただきたい。

26ページには、特別会計の規模が書いてある。やはり特別会計の歳出総額460兆のうちの純

計、いわゆる重複計上分を除くと225兆、これが特別会計から国以外のところに出る額の総額である。

そのうち半分ぐらいが国債費、それから社会保険給付が50兆、財融が27兆、交付税が19兆で残りは12.3兆円。これは、この段階で何を申しているかというと、要するに特別会計というのは、まさに大きなものから小さなものまで本当に個々にいろいろなものがあるということである。余りにもいろいろなものを一緒に特別会計で入れていること自体がおかしいのではないかとと思われるぐらい、いろいろなものがあるということである。

その中で、やはり金額のことを考えれば、基本的には、社会保険なり、あるいは財融なり、交付税の話に結局いかざるを得ない。さらに12.3兆の中の下に歳出・歳入の詳細が示されているが、歳出を見ていただくと、約半分が公共事業になっているということである。そういう意味では、個々の細かな特別会計を見直す必要は当然あるが、見直したからといって巨額の金額が出るものではない、金を稼いだかったら大きなところで稼がないといけないということが留意点だと思っている。

それから、36ページ以降には、18年度における特別会計の見直しということが書かれている。36ページにある歳出の徹底した削減というのは当たり前のことであるが、次のページに剰余金、積立金の活用ということで、5年間で20兆、平成18年度で13.8兆円ということである。見ていただくとわかるように、やはり金目が出るものというのは基本的には金融関係、金が動いているものであって、物が動いているものというのは、基本的にはけたが2つぐらい違っている。例えば電源開発にしても農業経営基盤にしても100億の単位になっておる。実際、積立金のあつものというのは、やはり外為であり、財融である。規模の大きなものをどう活用するかという意味においては、個々の剰余金とか積立金を徹底的に見直すことは当然必要だが、見直したからといって巨額の金が出るわけではない。巨額の金が出るところはやはり限られているということである。

それから、次に38ページ以降に基本的には統廃合のことが書かれており、40ページに今後の見直し方針が書かれている。これは法律にもこういう方向でやるということと同様に明記してある。ただ、例えば統合が決まっているもの、あるいは廃止が決まっているものについても、また、例えば、統合する公共事業の5特会があるが、どういうふうに統合するかというのは一切決まっていない。ただ単に統合するということしか決まっていないということで、むしろここからが大事なところであり、やはり統合する以上は合理化しないといけないと考えている。例えば、合理化する場合に勘定を5つ残したまま統合したのでは意味がないので、勘定をどう

やって減らすかとか、あるいは業務に使う費用をどうやって共通化して合理化していくかということになる。これは組織にかかわってくる問題であり、例えばそういう地方の事務所といったものも一緒にできるのではないかとかという、まだまだ合理化できるような可能性というのは十分に秘めている。

それから、まだ検討と書いてあるものがある。例えば再保険関係とか、あるいは統合した後、さらに一般会計への統合とか独法化を検討と書かれているものがある。これらについても統合というのを形だけでなく、実質的に意味のあるものにしていくためには、今後避けて通れないものだろうというふうに思っている。

それでは、諮問会議の民間議員のペーパーである資料に戻り、ここには極めてそういう意味では非常に整理されて書かれている。

まず、1.の統廃合についてというところで、統合するものについては数合わせに終わらさずに、統合メリットを最大限に引き出す。そのためには、ぜひ市場化テスト等を活用し、まず事業を見直していくとともに、形についても例えば勘定をどうしていくか、人員をどうしていくか、組織をどうしていくかということをやはり真剣にやっていかなければいけない。それから、廃止するものについては、一般会計化、独法化により、一般会計の歳出が実質的に増加するような話であれば、焼け太りということなので、そういうことはあってはならない。

それから、検討となっているもの、先ほど申したような、再保険、あるいは統合後検討となっているものも基本的にはやはり一般会計化、独法化を原則とするべきであろうと考えている。これもなかなかいろいろな障害がある。これからも、まず法案化のときに一悶着起こるであろうと思っているが、今後ともそういう困難を乗り越えていく必要がある。

それから、剰余金、積立金の繰り入れについては、20兆円の枠にとらわれずに、やはりできるだけ税金を使わないような形で持っていく必要があるのではないかと考えており、まず貢献している特別会計というのは先ほど申したような財融とか外為とかというところが一般会計に繰り入れがあるが、継続なり、さらに上乘せを検討していく必要があるのではないかと考える。

これ以外にも、一般会計に繰り入れる可能性があるものというのは、3に独立の特別会計というのがあるが、例えば森林とか地震再保険とか、特許、これらについて、一般会計に貢献できないかという検討はしていかなければならない。一方で、一般会計からの繰り入れの大きなものについては、歳出削減、これは基本的にはシーリングと一般会計の歳出削減と延長線上にあるが、基本的には外の出口を絞らない限り、一般会計の繰り入れはなかなか減らないので、そういうことをしていく必要がある。

ただ、先ほど申したように、一方で財融の12兆円というのがあるとは別に、例えば農林等につきましては数百億の規模しかない。従って、ここで規模にかかわらず、やはりどんな小さなものであっても、できるだけそういう財政に貢献していくということを考えながらやっていくということがやはり重要だなと思っている。

これらについても、秋の予算編成の段階で、個々に検討されることになるが、やはりなかなか困難な問題もあるので、ぜひ諮問会議、あるいはこの専門調査会において、大いにバックアップなり、リーダーシップをとっていただきたい。

特別会計、基本的にはいろいろな問題、個々にいろいろ違うので、一律になかなか議論できないところがあるが、一方で基本的には区分会計だけが意味があるものであったり、一方でまた事業みたいな独立性を有するものもある。それぞれに応じてやっていく必要があるので、検討していく必要があるものはやむを得ない。その中で、先ほど独法につき、ガバナンスが低くなっているからかえってという議論もあったが、特別会計というのもこの1年やって感じることは、やはり縦割りというか、一種の組織の縦割りが、これは例えば霞が関の各省ごとの縦割りというよりもある意味きついかもしれない。

例えば、公共が典型的だが、道路、治水、交番、空港、それぞれにグループがある。それぞれのグループが必ずしも横の融通がよくないために、公共事業の進め方にしても、例えば港はあるけれども道路が大したのが通っていないとか、そういうことが起こり得る体制になっている。これらを解消するような形でなおかつ合理化を図るような形で改革をしていくというのはまさに、そういう意味で平成18年の改革というのは単に一步であり、今後何年かにもわたって、18年度以上の努力が必要だなと思っている。そういう意味で、諮問会議でずっとフォローしていただければ幸いである。

(関会長代理) それでは、ご意見いただきたい。

(宗岡委員) 財政審の部会で最初に特別会計の会計基準をつくるのに取り組んだ。その中で、わかったことだが、特別会計というのにはさまざまな会計がある。会計あるいは勘定という言葉を使うので、企業会計をやっている方々から見ると、会計とか組織というものは、人、物、金が一つの単位になって、それが会計単位という感覚がある。しかし、特別会計はそうになっているものもあるし、そうっていないものもある。ということで、共通の定義を行うとしたら、一般会計とは別予算だという言い方が正しいということになっている。そういう意味において

は、人、物、金という一種の組織というものと、そういう予算というものが一体にならないと、本当の意味での効率化、あるいは事業というものはできないはずであるが、それが必ずしもなっていない。例えば、特別会計によって、人件費は一般会計から出るものがある。特別会計はただ単にお金の出入りだけをやっているというような形で、その組織もわからない。

また、物件について、すなわちどこでやっている、あるいはそれは何々省の何々課の中でそのお金の出入りを扱っているだけだとか、あるいは実態として、組織もあるようなところもあるということで非常にわかりにくい。その中で、特別会計の見直しの中には、一つの事業、あるいは一つの何らかの予算を分けるということが必要ならば、そこは企業でいうところの別会社みたいなものを組成し、それに組織、人、物、金をつけることが必要。そういうふうな形を作ったうえで、会計的に言うと、ファンドアカウンティングという形で処理すればよい。ファンドというような形でお金を別扱いにするならば、それに人とか物とかを全部つけてそれで会計をしていく、そういうことをしないといけない。現状のように、ただ単に別予算、人件費は別、人件費の何分の1はそう、あるいはどこそこの分はそうというような、そういうわかりにくい体制になっていると、本当の効率化とかは見えない。組織の改革というものをぜひ含めていただきたいと考えている。

(江川委員) 私は特別会計の実態をそれほどよく知らなかったので、今の宗岡先生のお話には本当にそのとおりだと考える。やはり資源を全部コントロールできるような体制になってこそ、それを有効に活用していくであろうし、いろいろな工夫も出てくると考える。

(跡田委員) 骨太の方針で実は資産・債務改革のところには、今後専門調査会のもとで有識者会議をということであるが、特別会計の改革に関して、今後5年の改革を行っていくときに、諮問会議が全部監視していくというのも大変ではないかと思うが、実際の改革の工程管理のようなのはどこでやっていくのか。財政審の中でやられていくのか、全部諮問会議にお投げになるのか、伺いたい。

(向井財務省主計局法規課長) はっきり決まったものではないが、一つは当然のことながら主計局と、あるいは財政審で財務省の考え方なりはまとめていけるとは思うが、この話は極めて政治的な部分もあり、いろいろな抵抗があろうかと考えられるので、まず政治過程は絶対に必要になってくる。そういう過程で、やはり霞が関の各省に対するそれなりの意見の投げかけ

なり、そういうものについては諮問会議でやっていただく必要があると考えている。

(本間会長) 骨太の方針を松山審議官からご説明いただいた資料7に、跡田委員のご指摘のとおり、資産・債務改革のくくりの中で、専門調査会を改組して、これから公正中立な立場からチェック、フォローすると書いてあるが、特別会計改革については、この有識者会議が全くタッチすべきではないというインプリケーションまではないと考えて良いか。

(松山審議官) おっしゃるとおりである。特に与党との関係で、ご存じのとおり、資産・債務改革についてこれまでかなりどういう体制で臨むのかということについて議論があり、そういう意味では資産・債務改革のところにこういう記述がなされているが、新しい有識者会議、先ほど申し上げましたように、法令上は諮問会議のものと専門調査会ということになると思うが、そこで特別会計改革を含めて検討していただくのは何も制約はないということだと思う。

(本間会長) これは向井課長から先ほどお話があったが、各省庁との関係、または省庁の中における関係を考えると、財制審だけで受け切れない問題がかなりあるし、行革等の関連、組織論との関係などもあるから、有識者会議として改組したものの中で、相当インテンシブに外との議論、あるいはその中の議論を集中的に行い、論点整理しながら改革に向けて進んでいくということも書いて良いのではないか。この点、骨太では、不透明な形になっているが。

(松山審議官) それから、跡田委員の先ほどのご質問の関係で、向井課長が答えてくれたように、ご存じのとおり、骨太の方針自体、非常に広範な内容を含んでいるわけだが、これは実際どういうふうに推進していくかということで、各省の取り組み状況や、それをフォローアップしていくということが諮問会議としても当然必要なので、その意味で資産・債務改革、それから特別会計改革も含め、諮問会議として9月以降もフォローアップしていくことになるのかと考えている。

(伊藤委員) 結構なことである。

(関会長代理) それでは、資産売却、特別会計等に関するヒアリングというのはここで終わりにして、これから各委員よりプレゼンテーションをお願いするというので、まず伊藤委員

よりお願いしたい。

(伊藤委員) 資料3で説明するが、資料3に関連しながらこれを説明し終わった後に少し所感を述べさせていただく。

Aのところは、これまでの宿舎について私たち仕事をしてきましたことについての報告である。1.は報告書を取りまとめたという事実、2.はその後も新たに有識者会議ができるので、その報告書に基づいて、先ほどのご質問もあったように、23区外の宿舎の売却有効活用の取り組みを監視・モニタリングをするということを着実にやっていこうと考えている。

それから、問題は、新たにできる有識者会議は、23区以外の宿舎も当然であるが、庁舎も含めた国有財産全体の売却有効活用についての検討を行いたいというふうに書いている。これは有効活用というのは、6月当初に私、公務員宿舎のまとめを総理に報告したときに、次は国有財産だということで、総理にどういう形でやりましょうかと言ったときに、単に売却だけではなくて有効活用が重要だということを特に発言された。その後の総理の記録を見ても有効活用という言葉がどうもお好きなようで、何かにつけ有効活用ということになっており、ただ単に売ればいいんだということではないということを新たな有識者会議では考えていきたい。

ただ、は政府の鴨下委員会の方で、フルオープン化という言葉が出ており、これについてはどうも私たちまだ十分理解しておらず、フルオープン化については、鴨下グループと打ち合わせをしながら、我々の方でこのフルオープン化が不動産に関係することであれば検討を進めていきたい。

2.は、国有財産はどういうふうに我々、この新しい有識者会議は預かっていくかということであるが、単に売却するだけではなくて、国民、特に市民の生活向上のために役立てるといふ観点から有効活用を考えるべきだということである。したがって、まちづくりや都市再生の観点を踏まえて、中長期的な都市計画との整合性に留意をしたい。中長期的な都市計画の整合性に留意すると書いておらず、ここに付け加えさせていただきたい。

そのために、国や地方公共団体が有効に活用する方策を検討することが重要だと思っている。当然だが、売却する場合には、地方自治体、学校法人など、あるいは地域社会に深くかかわる組織に優先して売却する。どういうふうにするのだと言うと、防災用の避難緑地、再開発のために家屋移転用地、福祉施設などである。

それから、問題は常に町の中からのチェックが出てくるのは国有地売却で地価の高騰を招いてはならないということである。こういうことでいつもメディアは言うわけだが、地価の高騰

を招くというよりも、売却して後は知らないよということではなくて、とにかくまず売却したときには建築を義務づける。これを前提にして、特に大規模な売却用地についてはコンペ方式のような形で、望ましい姿の最終的な売却用地の姿、建築的な姿を指導していくということも大変重要だと思っている。もちろん、民間の資金や知恵を積極的に導入して、PFI方式を多面的に活用するとか、あるいはここでもご指摘のようなリーシング、賃貸をするとか、そういうことも基本的に考えていきたい。

それから、宿舍・庁舎の合築、例えば国の施設と民間の商業施設の合築も、当然ながら検討してまいる。

それから、国有財産は、稚内から石垣まで国有財産がある。地方の庁舎の合築をやはり積極的にやっていくことで、これは後ほど維持管理の経費、あるいは雇用の削減、例えば共通管理部門の職員を削減できると、こういうようなことが非常に重要である。地方の省庁の合築を検討して、残った国有地を有効に地方の人たちの本来の目的に提供するということが極めて重要である。税務署、ハローワーク、あるいは社会保険の事務所の合築を積極的に進めていきたい。

また、防衛施設庁も聖域ではなく、そこの中には研究所などがあり、こういうところは、もっと我々も踏み込んで考えていきたい。ひいては、在米の軍資産、米軍基地についても、返還にあたってもっと我々も客観的にこんな土地はどうするのかと、自由に発言をして、基地の返還をやっていきたい。要するに、横浜でやられたようなことをできるならほかの市でもやっていくように考えている。相当幅広く考えていきたい。

それから、有識者会議の構成に関しては、総理から2人は女性を入れてくれということであり、現在2名、女性の方に入っていていただき、私を入れて合計8名で構成していく予定である。

(関会長代理) 私の率直に感じている違和感のようなものを申し上げたい。10年間の国有財産の売却収入の目安は12兆ある。先ほどの財務省の説明によると、せいぜい5.7兆から3.1兆を引いた2兆6,000億ぐらいだということであった。それから、今、伊藤先生お話しいただいたことも、目標は要するに1.5兆だということで、12兆の目標から言うと著しく小さい数字しか、少なくとも数字のバランスの上では見えなく、この12兆を達成するための具体的な課題を検討するために拡大有識者会議をつくるのだと聞いている。

それは、やはり皆さん無責任な仕事をしているなというのが私の率直な見方であり、12兆という以上、マクロ的な12兆というものをどうやって出すのだということの、フィージビリティというものがあって議論されるべきであって、この12兆の大まかなフィージビリティと方針と

というのは一体どうなっているのかと思う。それなしにどんなに議論しても、課題の整理とアイデアしか出ない。その辺の進め方が問題だということを言うのは我々の仕事なのかどうか定かではないが、そのように考える。ほかのこれからの仕事も同様で、この骨太方針によると、130兆、140兆という数字がある。

しかし、この間みずほの方から聞いたら、大体債権市場は30兆ぐらいのところをどうやってやるかというようなことが大変な課題で、この5年ぐらいで日本の全体で30兆ぐらいのマーケットができれば良いと考えるものの、具体的にどうやってやるかということが追いついてこない、こういうことだった。一体そういう数字の目標、目標は恐らくあるべき姿から出ており、それと今議論していることのギャップのようなものが大きく、一体それをどういうふうに整理していけばいいのかということを考えるわけである。

(伊藤委員) 私も、12兆というのはとんでもないと思い、全部これは不動産と置いていたところ、12兆のうち10兆はN T Tの株式の売却で10兆は確保するということであった。例えば12兆というのはどういう金額になるかという、霞が関の財務省の敷地を全部売ったところで4,000億か5,000億にしかならず、警視庁は別だが、霞が関が6ブロックぐらい売ったとしても、悲観的に見ると2兆五、六千億しかない。12兆というのはとんでもない不動産上の数字である。政府保有のN T Tの株で10兆ぐらい何とかかなり、それならば国会議事堂まで売らないで済むだろうというようなところへ落ち着いた、ということ聞いた。

(日置企画官) 事務局から申し上げますと、事実関係として、12兆について諮問会議で谷垣大臣の方から提出資料があり、この資料によりと、当時11.5兆円ということで売却収入の目安を紹介されているが、そのうちの多くを占めるのは出資の処分ということで、全体として8.4兆円。その8.4兆円の内訳として主なものとして挙げられているのは、日本郵政公社の株式売却が5兆円程度、それに政投銀1.9兆円、あと商工中金0.5兆円等々があり、大半の部分は出資金の処分、それも郵政公社ということである。

(伊藤委員) N T Tではなくて郵政か。

(日置企画官) そうである。

(伊藤委員) 間違えた。

(本間会長) 今、日置企画官から説明があったとおり、ここでは金融資産の売却、いわゆる民営化法人に対する出資等の売却が主たるものである。これだけでやるのかどうか。先ほど江川委員が言われたように、独法に国有財産を現物で出資したようなものをどう扱うか等、少しプラスアルファを我々は言ってもいいと考えている。つまり、この骨太の方針を守る、それだけを実現するということだけにとどまることなく、次のステップの課題として元気な議論をして整理をしていくというのがこの委員会の一つの役回りではないかと思う。

現物出資して、収入として、今フローでどのくらい稼いでいるのかわかるデータはないか。

(日置企画官) 申し訳ないが、そういった出資金の益に関する資料は、今、手元がない。

(本間会長) 現物出資した分の果実を要求していないのか。

(日置企画官) 例えば、先ほどの政投銀の売却の1.9兆円の話に関し、政投銀は行革以降、北東公庫を引き取った関係で、国への配当というのはなかったが、昨年度初めて100億程度納付をしており、そういう意味では戻しというのがあるというのは事実である。

同様にJ B I Cの国金勘定でも同じような納付がある。ひいてはそれが、先ほど資料にもあったように、一般会計の方に1,000億強の貢献があるということで、それは一つのフローの貢献ということと言えるかと思う。

(本間会長) 全然、レンタルという意識がないようだが、現物出資して独立行政法人からレンタル料をとるなんていう発想はないのか。そういう事例はあるか。

(藤田参事官) 現物であろうが、現金であろうが、これは出資であり、独法通則法の中で、収益が出れば納付するということになっているが、要するに法人の利益である。利益配当の類似になっているので、レンタルという整理になっていない。従って、収益が上がらなければ国には納付は行われぬ。

(本間会長) しかし、経済学的にはレンタルというのは機会費用で、使用価値に対し支払う

のであり、コストの概念で扱う必要があり、利益が出たか、出ないかというような発想ではない。

（藤田参事官） これは現物の形をした法人に対する出資であり、法人に利益がないと納付が行われれないということである。

（本間会長） そのこのところまで問題にすべきで、出資という形態なのか、レンタルとするのかというところまで議論をしなければならないのではないかと。そうでなければ、先ほど伊藤委員が発言されたとおり、土地利用においても無駄が起こるし、機会費用がゼロだとみなされてしまう。フロー化されているメカニズムをどのように入れ込むかによって、変わってくるのであり、売却という形態をとるのか、もし保有させるのであれば機会費用をきちんと負担するようなスキームにするのかどうか、そこを議論しなければ、有効利用云々という話にはならない。

そこははっきり書いた方がいいと思う。ほとんどは資産を預かって有効に活用するという意識がない形になっているから。藤田参事官によれば、利益が出たら、利益の納付金を納めるということであったが。

（藤田参事官） そういうことで平成13年の法律がつくられており、ただし、私が担当したわけではないが、多分ほとんどの法人が一般会計から運営費交付金を受けており、そこでレンタルでお金をとって、結局一般会計納付金で返ってしまうだけだということもあったのではないかと記憶している。

（本間会長） スキームのつくり方に問題があるのではないかと。

（藤田参事官） いろいろご指摘は当然ありうるが、そのときはそういう整理でつくられていた。

（本間会長） 資料7について、前段の国有財産についてというのは、土地、建物等の不動産等の売却で12兆を見込むということで、民間への出資等は金融的な部分もあるが、これは含まれると。後段は財政融資資金貸付金という項目があり、これは財投等を通じていろいろなところに貸し込んでいるものの総額から130兆を落とすということで、これは前段とは別建ての話という理解でよいか。

(日置企画官) そのとおりである。

(江川委員) 有効活用ということの一つのメニューとして、長期の定期賃貸借というのがどのくらいの価値があるのかということを教えて頂きたい。その理由は、今後、国有財産を積極的に売っていくというのは、もちろん賛成であるが、その結果、今後人口が減っていくのに、ただ都心にマンションが建てられるだけというのも問題であると思う。また、前の委員会で伊藤委員がおっしゃった長期の政策の柔軟性を保つのに国有財産が意味があるという観点も考えたときに、ただ単に売却するだけではなく、例えばかなり長期の賃貸借によって収入を得るということと政策のフレキシビリティを両立させるという手だてではないのか。

(伊藤委員) 一般論でも良いが、具体的に言うと、先日、埼玉県にある自衛隊のある町、新座ではなくてもう一つ、の方々が来て、そこにある国有地を売るなど、あるいは公務員宿舎にするなど、今の形でもっと我々は公園として使いたいとのことであった。けれど、話を聞くと、小さい市の力では公園といえどもそれを買うだけの余力がない。それで議論を進めているうちに、売るといった場合にどういうふうになるかなとみんなで話し、民間に売っちゃったら絶対にもう元へ戻らない、民間というのはその土地からのお金が最大限上がることを一生懸命考えるわけで、公園なんかにするはずがなく、それから公園の老人福祉施設にもするわけもなく、絶対に市民が考えているような土地利用には戻らない。しかし、もし公務員宿舎にしておけば、例えば人口が7割に減って公務員が半分ぐらいになれば、公務員宿舎空きが生じ、建築後30年で大体使命を終わるとすれば、40年には足りないが、公務員宿舎用地の跡地は緑地にもなるし、あるいはそれこそ市が求める運動公園型にもなるし、あるいは教育施設にもなる。要するに、公というものが持つのは、必ずその状況によってある可逆性がある土地利用である。だから、民間というのは売って細分化されてしまう可能性を考えると、公務員宿舎は悪いことではないという話をした。多分そういう話はあちこちであると思うのが。

そういう点で民間に売った場合も、50年定借といった長期の定借というのは、私は大変おもしろい考え方だと思う。

(江川委員) 私の質問は、その場合に、例えば売却で得られる収入が10だとすると、定借にした場合に、例えば8ぐらい得られるのであれば、政策の柔軟性も考慮するとむしろそれがいい

いというのが言えるだろうが、実は3しか得られないというのでは、やはり売った方がいいというふうになると思います、その辺の事情を知りたかったのである。例えば定借にしてしまうと、10ではなくて3しか得られないということだと、やはり資産債務改革の観点から10で売った方がいいということになり得る。しかし、定借にしておけば8に相当する収入があるということであれば、こちらの方がいいという議論になるかもしれないと思う。

(伊藤委員) 基本的には定借の場合には、定期借地料と底地と2つに分けて処分するわけで、毎年毎年借地料が入ってくるので価値がずっと上がって、多分、8とか9とか、そういうところまではいくと思っている。

(江川委員) 了解した。

(関会長代理) 僕は今の伊藤先生のお話を聞いていて、資産債務改革と、土地利用計画の話とはちゃんぽんにして考えると、全く議論ができなくなるのではないかと思う。土地利用計画というのは、全く違う次元でこの国土をどういうふうに使っていくのかということで、用途地域指定だとか、いろいろな土地利用についての考え方が出ているわけある。従って、それは前提として恐らく外から与えられる議論であり、資産債務改革を議論するときに、民間だと何するかわからないからなんていうような議論は、私は論外だと思う。

(伊藤委員) 反論になるが、民間で一番ひどいことをするのは零細土地所有者である。大体が大きい土地を持って必ずそれを地主は、10年後、20年後に土地を小区分して、零細土地屋に動かして持って行くわけである。そういうことをしない、限られた不動産は別であるが。

そこで、実は我々の考えている都市計画に全く矛盾するようなことが幾らでも出てくる。そういうことをぜひ私は阻止したいと思い、申し上げた次第だ。

(本間会長) 今のお話で、我々が9月に出す報告書において、土地の売却後の使い方まで言及するのかが一つのポイントだ。土地の公益性、公共性をどのように担保するかという問題については、余り用途制限的な議論にくみするような形で、処分の制約になってしまうと、この調査会での金額の積み上げに対して制約となるという感じを持っている。せいぜい特記事項としてそういうことに留意しろ、配慮しろというような表現でまとめるということではない

か。

(関会長代理) 次に宗岡先生の方からプレゼンテーションいただきたい。

(宗岡委員) 資料4に沿って発表させていただきたく。

まず、1ページをお開けいただきたい。公会計分野に関して少しお話しさせていただく。

公会計というのは、当然、企業会計とは違っている。そのためにさまざまな限界がある。特に何が違うのかと言うと、利益概念の有無の違いである。企業会計は、企業そのものが利益を追及する主体であるということから、会計は、そのことをどう記録するかということとなる。それはその下に書いた発生主義、そして複式簿記という2つのツールがあり、これを組み合わせることにより利益を正確に算定していくというのが、企業会計の基本的な目的である。

したがって、利益を求める、すなわち企業における価値創造をする、それが幾らなのかということを経営者が計算するということには、この発生主義並びに複式簿記というのは非常に理想的な組み合わせである。したがって、企業会計においてはスタンダードになっているが、それを今、公会計に持ってこようとしている。そして、持ってくることによってどうなるかという一種の実験が行われているという状況なわけであるが、公会計における発生主義、複式簿記というものの有用性というものはまだ未知数だということをご理解いただきたい。

その中で、ちょっと用語の定義みたいになるが、発生主義と複式簿記、これを混乱して議論される場合もあるが、全く違うものである。発生主義というのは、これは認識の基準ということで、物が発生したときに期間帰属を決定しようということである。それに対して複式簿記というのは、複式という形で資産負債資本の増加と減少、見方を変えると原因と結果ということを記録するものである。それは、損益というものと資産、負債の増減というものを同次元に置くことにより記録していく方法である。その結果、複式簿記を使うと、自動的に利益というものが算定される。記録していくことにより、自動的に利益が計算される。

ところが、公会計においては、発生主義によらない現金主義が有用な場合もある。例えば、所得の再分配を行うような部分については、発生主義ということよりは、あくまで現金が幾ら入っていく、出ていったということを経営者が記録していくのが理想である。また複式簿記によらない単式簿記が有用な場合もある。これは、特に管理会計の分野においては、企業でも単式簿記的な手法を使って管理するのが普通で、そういう意味においては、必ずしも複式簿記にするということがすべてを解決するものではない。公会計を企業会計化すればすべてがうまくいくとい

うものではない。

この下を書いたが、今の現状は、国の会計基準というものを財政審でいろいろと整備しており、また跡田先生のところで地方の基準も作成されて、かなりの部分が整備されている。

その結果、現金主義的な決算制度、すなわち資金予算と資金決算ということで現状の予算、決算のシステムに加え、発生主義的な開示制度ということで発生の決算の部分について整備した。これが「国の債務書類」である。

ただし、その利用状況は、現状ではまだ十分ではないということで、これをどのように使っていくかということが重要。その中でまだ幾つか整備していただきたいということがある。それは、ここに書きましたように、まず「場」の整備である。先ほど少し申し上げたが、結局、予算の単位、会計の単位、業績の評価の単位というものが一致していない関係で、業績評価、予算、会計がばらばらになっており、効率性を正確に把握することが難しくなっている。そのため、会計自体にも無駄が存在する。

それと同時に、「配賦基準」を整備していただきたい。

まず、共通費の按分が必要であろう。特に人件費あるいは物件費の按分をきっちりすることにより、決算を厳密化し、正確なコスト把握していくということからの確かな業績評価ができるだろうということである。

それと同時に、「フィードバック体制」を整備していただきたい。現状は、ここに書いたように、資金予算、すなわち通常の予算があるわけだが、その資金予算に対する資金決算があり、それを組みかえる形で発生化して、発生決算を組んでいる。それは、次のページを見ていただくと出ているが、資金予算、資金決算、発生決算というこの黄色い部分は一応整備されているが、これだけではフィードバックがなかなか難しい。資金の予算、資金決算ということで統制は予算を通して行われているわけだが、それをフィードバックしていくことがなかなか難しい。なぜならば、これはあくまで資金の流れなので、それが次の予算の、次の業績評価、あるいは次の政策になかなかつながって行きにくいということから、発生決算という考え方が出てきたわけだが、それをもう一度予算の方にフィードバックしようと思うと、資金予算を発生的に組みかえたものをつくって、それを対比することにより、フィードバックが可能になっていくということである。そういう予算を組みかえたものを、「発生勘定」という名前をつけた。

3ページ目を説明させていただくと、「発生勘定」と決算とを対比することにより、その問題点が把握されるので、それをフィードバックしていくことが必要。もちろん、資金予算、決算からのフィードバックもあるが、その両面のフィードバックがあって初めて効率的な資金予

算の作成が可能になっていくのである。

ただし、この「発生勘定」というのは、予算統制に使うものではない。あくまで統制はキャッシュで行うべきで、そのため「勘定」とし、「予算」という用語は使わなかった。発生決算という場合、特に企業会計的な発生決算を行うと、例えば、固定資産と費用が貸借対照表と損益計算書とに分かれてしまう。しかし、資金予算で考えると、これは同じキャッシュアウトであり差はない。特に、一定の基準、100万円以上とか1,000万円以上は固定資産に計上すると基準で決めてしまうと、それによって決算が決まってくるが、それは会計的に見ても本質ではない。従って、発生決算と発生勘定とを対比した場合には、むしろ決算の方に合わせる必要がある。会計で物を考えると、それを資産にするのか費用にするのかは、ある意味では一種の便宜的なものでしかないという面もあるわけで、その便宜を予算の中に持ち込むと、予算の使い方自身を制約してしまうことになる。しかしそれは本末転倒である。

「発生勘定」を用いることにより、実態的な対比が行われ、フィードバックがされていくことになる。こうやって、効率化を図っていくということが必要と思っている。

それと同時に、スピードアップ体制を整備していただきたいということである。これはもうまさしくシステム化ということである。しかしながら、これは東京都がおっしゃるような複式簿記化とはイコールではない。複式簿記化することによってスピードアップしているというよりは、むしろシステム化によってスピードアップされていることを誤解してはいけない。先ほど申し上げたように、複式簿記化すれば解決するという問題ではないと思う。スピードアップのためのシステム化というのが重要と思っている。

2ページ飛び、資産売却に関してということで、会計も含めた私の考えを述べさせていただく。

まず固定資産。これを資金会計化した方が良いと思っている。すなわち、これは資産売却とは別に、ここでは仮称で書いたが、固定資産管理機構のようなものを創設して、固定資産を一元管理すると良いと思う。そして、各省庁は、できれば独法まで含めて、そこから借りるということをしたい。

なぜならば、物件費に関して、今は減価償却費という形で考えている。これは発生会計でキャッシュフローにはあらわれない。予算管理自身は、キャッシュフローで行われているので、物件費というコスト意識が消えてしまう可能性がある。また、実際にそうなっている面がどうも見え隠れする。という中で、「賃料」という形で資金会計に持ち込むと、キャッシュフローの中でとらえるので、「発生」という考え方を使わなくても物件費について総費用管理ができ

てくるだろうということである。そうすると、使用面積に対してのコスト意識が醸成されるし、また効率化というもののインプリケーションとなる可能性があると思っている。

したがって、まず固定資産管理機構のようなところに資産を集中して、そこから借りるという体制をまずつくる。そして、固定資産、それを例えば売却してリースバックするということは資金の調達の中で可能になると思う。そこで、まずは内部的なものとして、「賃料」という形で、ものをとらえ、それを予算化していくということをするべきと思っている。

また、固定資産、そしてそういう形で集めたものを外部に売却する場合には、ただ単に売却するよりは、できればCDO、CMOとかのような技術を応用し、リスクリターン特性が多様化した債権みたいなものがうまく生まれると良いと思っている。

それと同時に、これは申し上げたが、市場によらない資金調達みたいなものも考えている。一つの例として考えたのが、グリーンボランティア債である。例えば森林整備というようなことに対して、ボランティアで参加していただける可能性はあると思う。日本の緑がどれだけ大切かということを広報すれば、日本人は非常に感覚が鋭いので、きっとボランティアに参加していただけるのではないかと思う。そういう中で、この債券を持つことにより、優先参加、あるいはもっと言ってしまえば、ボランティアをする場合に交通費を支給するとか、何かメリットを与えることによって、市場によらない資金調達というものを考えてみた。

次に、債務圧縮についてである。一つの債務の圧縮の例として、まず公的年金預かり金ということテーマに挙げたいと思う。これは市場運用することにより、資産負債の両建て計上になっている。しかしながら、公的年金預かり金を市場運用するということは、年金制度の不安定化要因のひとつになっているわけで、むしろ米国のoasdiの制度、アメリカの公的年金の制度において、年金掛け金というのは専用国債を購入するというのが決まっているのと、わが国でも同じようにすることにより、今両建てになっている債務を減らすことができる。特に、一般の国債を公的年金債務という形のものに置きかえることができるとすると、例えば5年国債程度の金利の年金国債というような形で、実質的に長い国債を発行できることになる。その意味においては、もちろん負債は残るけれども、実質的な債務圧縮になるのではないかと思う。

2番目に給付額のことを書いたが、これは私の長期的な課題で、積み立て方式にどう振り替えていくかという論点であり、いろいろ異論もあると思う。債務圧縮に関して、決して現行制度を否定するつもりもなく、一つの例だというふうにご理解いただければと思っている。

それと同時に、できる限り年金国債というようなものに誘導をして一般国債を減らしていくと良いと思う。単なる圧縮にはならないのかもしれないが、新規の資金調達の考え方としてあ

り得るのは、やはり企業年金の国債購入への導入があると思う。これは、企業会計を含めた一石二鳥を狙っている。今の日本の企業会計において、年金債務、退職給付債務というのは一つの弱点となっている。実際問題として、数字の正確性、あるいは監査の実施とかが十分に行われているとは言いがたい面もあり、そういう中で過大な計上という問題も発生しているし、企業会計を2000年以降圧迫してきたというのも事実である。

なぜ企業が年金にかかる債務を計上するかというと、企業がそのリスクをとっているからである。今は、企業がリスクをとらざるを得ない制度になっているが、企業がリスクをとらないようにすることができる。そのためには、年金国債金利をもとに制度を設計し、なおかつその国債を実際に行って給付する。そうすれば、会社のリスクは中立化されるということであるならば、企業にとっても年金債務の計上が必要なくなるわけで、そういう制度を認めることにより、事実上国債を購入していただくということである。その場合、企業にはある程度メリットがあるわけで、例えば、金利、一種の割引債になるが、それは5年なら5年という形の短期のものをロールオーバーしていただくというような形で実質的に国債の金利負担を軽くしていく、実質25年とかぐらいに結果的になると思うが、それを例えば5年の金利である程度調達できるようにしておくことによって、徐々に負担を減らしていくことになればいいと考えている。

その延長線上であるが、これはちょっとここで話するような話なのかどうかかわからないが、ついでに申し上げると、年金制度、退職給付制度が少しいびつになっていることを是正するべきと考える。年金制度にすると外部積立ができる。ところが、一時金制度は内部留保はできないという特殊な制度になっているが、一時金であっても外部積立ができるという形にするのは、当然のことだと思う。一時金制度でも外部積立をするならば、上記の年金の場合と同様に、国債の購入に誘導していくことができるであろう。

それと同時に、今度は公務員に係る退職給付についての債務圧縮であるが、これについても資金会計化してはどうだろうかという提案である。現状、国の会計においては、年金部分については、キャッシュアウトフローを費用化するという事になっているが、一時金の部分については、負債を計上している。しかし、一時金についても、外部積立制度をつくれれば良い。そうすることにより、人件費の中の発生費用を資金予算の中に取り入れていくことができる。すなわち、今は退職給付費用、特に公務員の一時金にかかる費用というのは発生会計になっているが、それを掛け金という形で資金会計の中で取り込んでいくのも一つの手と思っている。

そうすると、人件費につき、退職金も含めた総コストの管理ができていくだろう。そういうことにより、コスト管理あるいは効率化というものに対するインプリケーションが出てくると

思っている。

少し長くなったが、このような方法で、資産圧縮並びに債務圧縮を行うことができないかと考えている。特に、年金と固定資産を資金会計化することにより、多くの金額が資金決算の中で扱えることができるようになり、それがそのまま内部管理、それから総コスト管理の中に取り入れていくことが、最終的には、パブリックセクターの効率化につながっていくと考える次第である。

(関会長代理) ご意見、ご質問をお願いしたい。

(宗岡委員) ついでに申し上げますと、先ほど資産圧縮については、まさしく本間先生の考え方と全く同じだと思っている。すなわちパブリックセクターにおいては、発生主義で考えるべきでない部分もあると申し上げたが、逆にコストというものは発生していくものなので発生ベースで考えるべきであろう。しかしながら、今のキャッシュフロー予算を厳密にやればやるほど、そこから漏れたものに対する「意識」が失われてしまう。したがって、そういうことをできるだけキャッシュフロー化していく。もちろん内部会計ではあるが、ことによって、意識を高めていくことが必要である。そうすれば、実際にお金が出ていくわけだから、例えば一種の権益があったとしても、実際にコストがかかるのならば、それだけ必要なのかという考え方が出てくるわけで、やはりそういう形にしないと、本当の意味での効率化にはならないと考える。

(跡田委員) 先ほどの発生勘定について何うが、これは実際に財務諸表として考えると、キャッシュフローに対して発生ベースの行政コスト計算書とか、資産債務計算書というのか、差額の変動等を示すものを考えればいいのかどうかというのがまず1点と、それともう一つ伺いたいのは、公務員に係る退職給付債務の資金会計化というのは、これはまだイメージがよくわからないのだが、今起こっている、特に地方で起こっていることは重々ご存じだと思うが、退職金を払うためにまず地方債を発行する。それで、1回債務は計上するわけだが、そちらの債務はそのままにして、発生主義のところでは国債を買っていれば少しまけるということになると、何か債務が本当に消えているのか、全く消えてしまうのか、地方債発行の部分は残るのではないかと思うが、その辺の現実的な対応について二つお伺いしたい。

(宗岡委員) まず、最初の件だが、4枚目になると思うが、図を見ていただきたい。今おっ

しゃられたように、「発生勘定」というのは予算を発生ベース的に置きかえるというものである。今、資金計算書も含めて、行政コスト計算書等を決算としてつくっているわけだが、それを予算ベースでつくっておくというものである。そうすることにより、予算と決算とを同じレベルで把握できるので、その中で効率化というものを見ていけるのではないかと考える。

2番目だが、実を言うと、圧縮に当たるかと言われると、退職金の部分については、圧縮に当たるかどうかはわからないところがあるのは事実だ。というのは、過去の実際退職金を借りて支払ったということは、本来、過去においてずっと積み立ててきておくべきだった資金がなかったということで、資金を借り入れざるを得なかったわけである。その過去の部分まで精算できるかという、それはできないと思う。ただし、将来の部分は発生ベースでの引当金ではなくて、キャッシュフローで払っておくことによって、負債にはならないようにするということである。その負担は大きいのだが、（私の提案どおりならば）それは最終的には国債に回るという形になる。最終的には、引当金が減って国債が増えてしまうかもしれない。ただし、その国債は先ほど申し上げたように、長期の期間で、それを安い金利で確保するというのが一つのアイデアである。今後、金利が上がっていくと、長期、短期の金利の差というものでも大きな負担の軽減になると感じている。

そして、年金の債務は事実上、今の財務諸表が出ていない形で、一種の隠れ負債として存在している。それが国債という形で表に出てしまう。結果的に財務諸表の中における負債の金額は大きくなってしまいかもしれない。しかしながら、それは今の財務諸表に出ていないものが出てくるということで、それによって通常の一般国債の金額を圧縮できるということの方のメリットが大きいと考える次第である。

（跡田委員） 勉強させていただきたい。

（本間会長） いろいろ有益なプレゼンテーションをいただいたが、一つは発生主義のときにアウトプットとかアウトカムが重要で、現金あるいは利益算定というような形にはつながらないのだが、パブリックサービスの有用性という観点を反映させようという部分がある。だから、究極的には機会的な便益も含めて計上され、しかもインプットの経費についても同様に反映させて、資源配分上、予算をどのように活用するかという発想で編成する。そして、複式簿記により、決算値の成果を精査することによって、財政の健全化と効率化を事後的に検証する。そのように私は理解したが、その際アウトプットやアウトカムについて発生主義的な会計制度を

評価するときに委員はどう見ているかということが第1点の質問である。

それからもう一つ、非常におもしろいアイデアだが、年金の掛け金を国債の購入に限定することについて、私はなぜそこを限定的に考える必要があるのか疑問に思う。国債市場で安定的な購入者をふやすと、資金供給側からみて、プラスになって資金調達コストが小さくなる。こういうイメージがあるが、もともとそういうものがなかった場合に比べて、財政の規律がきちんと担保されていないようなケースでは、そこで資金の需要が課題となり、財政の効率化が担保できない。そして、そのことが国債という形で国全体の負債として大きくなっていく。そこをどう遮断するのか。国債に限定されることの意味が民間資金との関係の中で効率性を担保できるような状況が果たしてこのアイデアの中で意識されているかどうかお聞かせいただきたい。

(宗岡委員) まず最初のアウトプット、アウトカムの問題だが、そこがまさしくパブリックセクターと企業会計の一番違うところで、基本的にはアウトカムは企業においては収益という形で評価も含めて行われる。すなわち収益という形でアウトカムが出てくる。それによって利益という概念が成立するわけだが、パブリックにおいてはアウトカムがキャッシュフローを伴わないし、なおかつキャッシュによる評価というものができない形でしか出てこない。したがって、そのアウトカムについては、必ずしも会計システムによって把握できるものではないと思っている。また、その評価は、かなり一元的ではなく多元的な評価が必要であろうし、その評価基準というものを整備していくことが必要と思っている。

ただし、その整備と同時に、政策にかかったコストというものを正確に把握することによって、成果、例えばそれは物量ベースかもしれないが、その物量ベースの成果に対してどれだけのコストをかけたかを把握し、それは合理的か、すなわちそれでオーケーなのかを判断していくというのが、パブリックセクターにおける意思決定並びにフィードバックの基本と考えている。

したがって、アウトカムに当たるものを、会計システムの中にはなかなか取り入れづらい。一部取り入れられるものもあると思うが……。そこがパブリックセクターの特徴と思っている。

2番目に、国債に限定した理由ということだが、政府や企業の市場運用が、効率的になっているかということに問題があるのではないかと考えている。

すなわち、今は、年金が一つの機関投資家として扱われている。そのため、市場運用であることに対する企業のリスク負担が大きなものになっている。もちろん効率性を求めて市場運用

したいというのであれば、それは別に構わない。しかしながら、むしろリスクを少なくしたいというインプリケーションがある企業に対しては、むしろそれには手を与えるべきではないかと思う。現状では、全く手が無い。言い方をかると、代行返上するなり、あるいは制度を縮小する、あるいは制度を廃止するという形の抜本的な制度改革しかなく、それはすべて従業員の方々の負担に基づいて企業が負担軽減をしているということになっているので、そうではない新しい選択肢をつくるべきだと思う。そのためには、企業のリスク負担をなくしていくものがあれば、それは十分制度として成り立つだろう。したがって、必ずしも国債運用に限るというつもりはないが、リスク負担を負いたくない企業があるならば、それに対しての一つの手段として制度をつくっていきけると思っている。

そしてまた、国が年金資金で市場での資産運用をやっているわけだが、果たして国としてやるべきかということは、また別途議論しないといけない。すなわち、市場の中で大きな地位を占めるものが運用をしていると、例えば、これをアクティブに運用すると、それによって市場全体が揺れてしまうというのが現状ではないかと思う。そういう中で、今はパッシブな運用をしているが、このように外部で運用するくらいならば、国債にして政府が使った方が良くはないかというのが私の考えである。

(跡田委員) 今の議論の中のアウトプット、アウトカムの問題については、私はもう少し会計の方でもお考えいただきたいのではないかと思う。私が見る限りでは、企業の有価証券報告書などは、通り一遍としては、当然、会計、お金の話があるわけだが、自分の企業がどういう方向を目指しているか、そしてそれをどういう意味で達成しているかという質的な面も書かれていると思う。ルール化ができていないということはあると思うが、やはり国も、財務諸表を今つくった段階で、今のところは注記事項でたくさん書き始めているが、あの報告書の前のところに、アウトプットとかアウトカムのことをもう少しきちんと書き込んでいくという、そこが何らかのルール化ができれば、ルール化というか、分析なり、内容をこういうことを書こうということが決められれば、いいものになってくると思う。まだそこは、進んでいないことは進んでいないと思うが、会計の方でももう少し議論していただいたらいいのではないかと思う。

また、運用に関しては、私は、多分中心は国債になるのだと思う。しかし、全部国債でなければいけないというふうに、別に考えなくてもいいのではないかと思う。

ただ、運用能力があるかないかという点では、政府自身にはないと思う。基本的には今も外

部に発注しているのです、その部分を株式運用等を大量にふやすというようなことは、今後も起こらないだろうと思うので、ある程度の弾力性はあってもいいのではないかと思っている。

(宗岡委員) 会計もアウトカムについて考えなければいけないとおっしゃったが、それはまさしくそのとおりである。ただ、会計という中で、通常は「勘定」とか「仕訳」という中で、常にキャッシュベースで考えるという癖がついている。ところが、パブリックにおけるアウトカムというのは、必ずしもキャッシュベースに限らない。むしろ、それはすごく例外的で、ほとんどあり得ないものと思っている。

したがって、そうではない形での情報収集、その目的、すなわち業務に応じて、それを一番的確にあらわすであろう、あるいはそれをあらわす可能性があるものについて、体系的に情報を収集し、そしてそれを示すことによって、アウトカムに当たるものを、コストとの対比の中で出していくことは、非常に重要だと思う。ただ、全部のパブリックセクターに同じ基準でということにはできないと思っている。これは、業務別にすべて異なるだろうということで、各パブリックセクターの担当の方々が、自分たちの業務を一番的確にあらわすにはどうしたらいいかということを工夫して、それを積極的に計上するという形にならざるを得ないと思うし、またそうしていただきたいと考えている。

(跡田委員) 恐らくそれが政策評価とつながって、予算の提示の仕方とそういうところが全部つながってきて全体ができ上がるのだろうと想像しているが、まだ財政学でもきちんと整理はできていないという段階だと思う。

(本間会長) 公会計を何で整備していかなければいけないかというのは、究極的には財政規律をきちんとはめて、予算の効率的な配分と執行をどう担保していくかに尽きるわけである。その際に、今までは公務員の定数、あるいは文教予算などでいうと児童数などで配分をして、その効果について、ほとんど査定の中でも反映されないような形になっていて、キャッシュベースイコール入り口ベースとなっていた。

ところが、出口ベースでお金をつぎ込んだことによって効果が上がったのかという問題意識が、この発生ベース、複式簿記に対する需要として、我々財政・公共経済学者は、過大な期待を公会計にしているが、宗岡委員の方から公会計を突き放して、そんな効果はありませんと言われるとちょっと立場がない。公共財の最適配分などということを言っているこちら側からす

ると、双方が、そこをどう結びつけていくかということ、公会計の中でどのようにレポートに反映させていくかということに尽きるのだろうと思う。

だから、アウトカム、アウトプットのような問題、PDCAサイクルの問題、あるいはコスト・ベネフィットの問題であるとか、そういうことも含めて、その論点は書いておく必要があると思うし、会計上もそういうことをリクワイアしていくということの効果はあるのではないかという感じがする。

それから、2番目の問題は、先ほどの質問にもかかわるが、何が何でも全部を政府でやっていく、あるいは直接管理していくということをやめて、オフバランス化しようという話がある。例えば公的年金とかだ。これは、地方もそうだが、国が全部一括的にやっているとなきなりリスクが生じる危険性もある。したがって、そういうリスクのマネジメントと、執行上の問題も含めて効率的な形で運営できるかどうかということになると、そうではないから、オフバランス化し、組織を分離することによって、目の行き届く範囲の中でしっかりと管理する。公的年金などを何も一括して官がマネージしていくことがなくてもいいのではないかという感じがする。バブルのときに、株の運用が収益を上げないのではないかと、公的年金で稼げるものを稼いでいないのではないかと、運用をもっと10倍にしろという議論が、逆の方向としてあった。バブルがはじけた途端に、パッシブな運用の方がよいとなって日本的にすぐに振れてしまう部分がある。そういう意味で、運用をパッシブに安定的な運用をやっていくということはいいと思うが、先ほど申し上げたとおり、それが受け皿としての国債市場における需要となって、大きな意味での資源配分機能に対して、財政規律をなくして本当に国債運用しかないような状況を、ゼロ金利の状況の中で作り上げた。そういう意味で余り国債運用に貢献するような施策をここに当てはめるといのは、アイデアとしてはわかるけれども、本当にそれが債務全体の管理によい方向に行くのかどうか、そこは少し注意深く整理しなければいけないという感じを受けた。

(宗岡委員) 会計が、アウトカムの議論について避けているというのは事実だが、今までの会計の枠組みの中ではとらえ切れないものをどうやってとらえればいいのかについて、試行錯誤して、そういう考えをいろいろ工夫しているというのが実情である。逆に言うと、アウトカムを会計の中に取り込めない限りは、ある意味で会計の有用性は、単なる資金の記録だけに終わってしまうので、それでは全くおもしろみがない。従って、公会計はそこまで進まないといけないというのは重々承知しているが、では何ができるかということ、なかなかできないのが実情というのが今の状況だと思う。

ただ、少なくとも、今、公的分野の会計が整備されることによって、そのコストがわかってきた。ならば、そのコストに対応して、何をやったのかということが議論になる。これだけコストをかけたのだが、どれだけのことをやったのかということ、むしろ積極的に示していただくことが必要である。それが、こういう分野ならば、こういう資料を集めていけば、そのコストとの対比ができるということで、だんだん整備されていくのだと思う。

今、イギリスなどを見ても、本当に試行錯誤そのもので、1時間に何件やったとか何件電話をかけたとか、そういうような話まで取り出して、いろいろとアウトカムを測定しようという試みは行われているが、今のところまだ十分できていない。むしろそこは、余り細かいことではない、もっと大きな形での何かとらえ方があるのではないかと常々考えてはいるのだが、まだ十分できていないというのが実情だ。

あと、債務の圧縮に関する年金預かりについては、これは本間先生のおっしゃることもよくわかる。ただし、私自身としては、年金について、余り市場に介入することはしない方がいいのではないかと個人的に考えているところもあって、会計とのかかわりの中で、申し上げたということである。

(関会長代理) 質問はよろしいか。それでは跡田先生からプレゼンテーションをお願いしたい。

(跡田委員) 資料8をご覧ください。

まず、1のところは特別会計についてで、その1のところの最初のポツは、最初にご質問させていただいた点だが、監視体制の整備ということで、やはり特別会計についても、改革工程の管理ということをやっていく必要があるだろう。これについては有識者会議の方でやっていただけるということなので、諮問会議自体はかなり重くなっているのだからこういう細かいものが議論できるかどうかちょっと不安だったが、そういう少し下のレベルで常に議論したりチェックしたりする必要があるのではないかとということだ。

それでは、2つ目のポツの方に入らせていただきたい。改革の内容の具体化ということで、これは「骨太」、それから先ほどの財務省の方からあったような特別会計改革の今後とか、大体決まっている内容が、かなり進んできたとは思いますが、まだ不十分な点があるということで、その不十分な点ということ、4つばかり挙げさせていただいた。

最初の と は、先ほどの最初のところでの財務省からのお話とほぼ一緒だが、統廃合に際

して、ちゃんとスリム化するような内容にしてほしいということだ。そのための方法が、もう明記されていてもいいのではないかと。1つは、やはりニュー・パブリック・マネジメント型の予算管理で事業コストを削減していくということも考えるべきではないか。これは、予算全体に対して必要だと思うのだが、特別会計ではむしろやりやすいのではないと思う。渡し切りの予算を出して、いかにコストを下げるかを競わせるような、そういう制度を特別会計に入れていくというようなこととか、人員削減等の規模については、これを明示させる。事業コストの削減についても、また同じように明示させる必要があるのではないと思う。これは、のと同じくして、工程表に数値目標をもう少し具体的に入れておく必要があるということをお願いしたい。

のところは、一般会計からの繰り入れの削減というのをどの程度見込めるかというのは、各会計で出せる数字ではないかと思う。年金だと、年金勘定という給付する部分では、削るのはなかなか難しいと思うが、業務勘定ならば繰り入れを、どの程度人員整理をしていくのか、そしてコスト削減するのかが出せるはずなので、こういうことをもう少し明確に改革工程表の中に入れていくということが必要ではないかということが、である。

のところでは、特別会計が18年度から5年間で20兆円ぐらいの財政貢献ができるというふうに明記されている。小泉内閣が始まってから、いろいろな改革がなされて、いろいろなところからお金が出てくるのだが、なぜこれまでにこういうことができなかったのか。20兆円を5年間で出せるということは、初年度で大幅に13兆円ぐらい出てくるということなのだが、なぜ今まで隠していたのか。逆に言うならば、ちょっと疑いたくなるようなところがある。財政法上のルールでは、何ら問題はないと思うが、しかし、これだけ財政が苦しくなっていたときに、なぜこれまでこの20兆円が表面化しなかったのかということ自体が少し問題があると。システム上の問題というのが一体どこにあるのかということが明示されていないので、ここを明らかにしないと、今後また小泉総理のようなタイプの変った首相が出てこないで財政貢献の額がまた出てこないというようなことになっては困るので、やはりルールを見直すということではないかと思う。恐らく今、剰余金、積立金については一般的なルールがあるが、それを余にも厳格に適用し過ぎている面があるのではないかと。個々の会計に合った剰余金、積立金というのを、やはり明確にルール化していくということも考える必要があるのではないかと。これは、ルール化すればするほど固くなって、また多くのお金を握ってしまう可能性もあるので、ルール化ということを1回、会計的に見て本当に必要なものかどうかということを考えていただきたい。

それから、これはほかのところでもちょっと申し上げたが、予算上、予備費というのが各会計についている。そして、各勘定ごとについており、これが余りに大きいと、名目的に予算を肥大化させていくようなところがある。財源の捻出という点では、基本的には出てこないのだと思うが、特別会計の肥大化という点の一部分に、こういうのもあるのではないか。たしか年金勘定で、まだ5,000億円ぐらいの予備費を立てていると思う。かつては9,000億円ぐらい立てていたというのを、少し削られたというふうに聞いているのだが、年金の給付で予備費が要するというのは、余り考えられない。医療はあると思うが、その辺、もう少しいろいろなところの予備費といえども必要以上に計上しているようなものは削減していくというようなことで、システムをちょっと考えた方がいい。予備費についても、恐らく支出の一定額というような形で自動的に予備費がつくような形になっている部分があると思うので、そういうものをチェックされたらどうかということだ。

第4番目は、これは要するに特別会計にぶら下がっている、資金的にぶら下がっているのもあるだろうし、組織的にぶら下がっている特殊法人、公益法人というものとの関係が、現段階では余り明確化されていない。財務諸表をつくる際には、若干の連結をやっているというふうには聞いているが、現然として、関連法人というのはたくさんあるということなので、その部分についてのチェック体制をどうやっていくのか。特に、業務委託を大量に出していたり、補助金を出していたりするところがあるので、そういうところは市場化テストとか競争入札を確実にやらせるということ、まず図るべきではないか。

それからもう一つ、関係法人でかなりの収益を上げているというような部分、それからある意味ではOBがかなり入り込んでいる部分、そういうものについてはやはりきちんとチェックをしていくということで、利益を上げているなら完全民営化とか、そういうむだなお金が出ていないかということ、厳しくチェックする体制を整える必要があるのではないか。この関係法人との間の資金の入り繰り、それから人間の配置状況、そういうようなものも、会計の整備とともに特別会計としても、やはりチェックしていくことが必要なのではないかということがである。

1枚めくっていただいて、次の2のところでは、公会計改革と統計整備ということで、公会計改革については、現在、地方でも、一応3年を目途に財務諸表の整備が進んでいる。国ももうほぼでき上がっているの、そろそろ国・地方を通じた公会計基準というものの整備を急いでもいいのではないか。これについては、研究者と実務家で専門調査機関をつくって、2年をめどに検討、結論を得ていただきたい。少し時間を区切ってやっていただけたらと。これは、

新たにつくるか、現在進められている財政審の中でやっていただくのか、どこでやるかということももちろん重要になると思うが、余り縄張り争いをせずとにかく現実が進んでいく中で根本の基準が確定していないということなので、法整備まで行くかどうかは別にしても、一応、国・地方は行政府が合意したような会計基準をきちんと表明するということがそろそろ必要な段階ではないかということだ。

それから、いろいろヒアリングをすると、つくってもだれも使ってくれないというような不平・不満があるようなので、余りに手とり足取りで何でここまでやるのかということになるかもしれないが、やはり政策評価への利用とか内部管理への利用とか予算編成論議への利用、こういう活用手法というものを、財務諸表の整備に伴ってどのように進めていくのかということも、目安になることを教えてあげないといけないのかという気がする。ちょっと過保護過ぎるかもしれないが、地方自治体というのは、どうもほとんど能力がなさそうなところが多いので、ただ、国の方でも、やはり国会等で余り利用されていないので、もう少しそういうことも考えてほしいということだ。

それから、統計整備については、これはこの会議の役割ではないのかもしれないが、国民経済計算と財政統計との整合性がよくわからないというところが日本の統計の特徴でもあるので、担当部署をどこか明確にして、こうすれば連結できるというようなものを明らかにしていくということ。これは、国際的な統計の整備との関係でも必要になってくると思うので、一応、公会計改革の関連というようなことで、ここに入れさせていただいた。

それが2番目で、そして最後の3番が、資産債務の削減についてということで、ちょっと数字がよくわからず、数字的な誤解があるかもしれないが、とりあえず申し上げたいことは、政府系金融機関の民営化、これは住公を含めてだが、そうすると資産債務は、基本的に100兆円レベルで削減できるということになる。今までの改革でこのぐらいのレベルは達成できるわけだから、現在提示されている130兆円ないしは140兆円というのは、国有財産の売却も含めれば、残り20兆円か30兆円ぐらいのレベルで新たに何かつけ加えるということなので、そんなに大きな規模とは言いがたい。だから、もう少し大きな規模での新たな資産債務の削減ということを考えないといけないのではないか。その際には証券化などの手法も、そろそろ明確な目標を立てて、それぞれどのぐらいやるのかということ、大枠の議論だけではなくて、個々の内容、内訳も明示した形でやっていく必要があるのではないか。証券化ならば、追加的に5年で10兆円ぐらいは増やしていくというようなことも、そろそろ言ってもいいのではないか。ただ、証券化については、まだ難しいというご意見もあったので、そういうのも含めて、やるならどこ

までやっていくかということを示した方がいいということが上のポツだ。

そして、下の方は、こういう資産債務の削減で、今、資金の流れの改革をやっているわけだが、その評価がどういうふうになされているのか。基本的には、自分たちで何か予測値のようなものをつくったことがあるが、余り政府の中でも、資金の流れの改革が経済にどういう影響を与えているのかというようなことが表に出てきていない。日銀は資金循環表で、ある程度、貨幣供給管理はしているが、部門間とか、金融機関と政府との間とか、財投機関と民間との間とか、そういう機関間での資金の流れが変化してお金の流れが変わるわけだが、それが民間経済とどういうふうに関係しているか、そういうところまで含めた評価、ないしは管理ということと両方が必要なのではないかと思う。そういうことをやる体制を、どこでやるかも含めて、少しお考えいただいた方がよい。これは、日銀にやってくれというのは違うのかもしれないので、恐らく内閣府になるのかとは思っているのだが、金融庁、理財局、内閣府がそれぞれ関係すると思うので、そういうところで体制整備を考えていただいたらということを論点に挙げさせていただいた。私からは以上だ。

(関会長代理) それでは、引き続き質疑を行ないたい。

(跡田委員) 積立金とか剰余金について、ルール的には、今、財政法上のルールでがちがちに固まっていると思うが、どんな形でやられてきたのかを伺いたい。

(藤田参事官) それぞれ特別会計法に、どういう場合に積立金が積めるとか、それはどういう用途に充てるとか、それはそれぞれ書いてある。それに基づいて処理しているはずだ。もちろん具体的に、例えば何会計は何%までにしろとか、何会計は何百億、何千億にしろとかということが書いてあるわけではない。毎年の査定の積み上げだと思うが、財投の積立金だとか、あるいはそういうものも、それぞれ、金額は大きいのだが同じ考え方で、それぞれの役所が審議会の議を経たりしてつくっているものである。したがって、それを超えて、それより多い剰余が生じた場合は、当然、それはそのまま取り込めるわけではなくて、一般会計に出せとか、いろいろなルールがあって、以前から、金額は今回よりずっと少ないが、お金を納めるということも行われている。今回は特に特会改革で、これは与党と政府の中で物すごい勢いでやるということだったので、その中でこういうものが出てきたのだと思う。

(跡田委員) ということは、やはり認識としては個々の会計ごとに、積立金のできる度合いというか、積み立てするルールというのは、一般的ルールはなくて、個々の会計で決まっているというふうに言えるのか。

(藤田参事官) そうだ。特会法で、積立金が積める会計、積めない会計が全部あり、しかも、その用途が全部決まっている。場合により限度が決まっている会計もある。保険関係などがそう。その中で計算してみると、まだ法律上、積み不足だということもあるし、そうではないところもある。その場合、1個1個撃破しないと、ただ多いからというだけでは、なかなか難しいところもあると思う。

(跡田委員) そうすると、特会によって、力のある役所というか、力のあるところはたくさん積みめたり、弱いところは財務省に持っていかれるというような力関係も、ある程度は働く可能性があるのか。

(藤田参事官) そのようなことはないと思うが、物事の性質によって、積立金のあるものもないものがある。お金が右から左に流れているだけの会計には積立金はないし、保険とか、ある程度ファンドが必要なものにはそれぞれ積立金があったり、あるいは支払いを準備するための積立金とか、物の性質と全体の給付の大きさによって決まっていると思う。

(跡田委員) そうすると、今回出てきた20兆というのは、不要なものが積み立てられていたということなのか。

(藤田参事官) 財融も、きちんとしたルールで決まっている。それを決めたときにはもちろんきちんとした検証の末、決まっているのだが、ただ、財投自体の規模が小さくなってきたとか、あるいは異常な低金利が続いたということで、結果として大きな金額が積みまれてきた。だから、それを今回、国庫の方に貢献しても当面大丈夫ではないかと、多分、財務省、政府としてそう判断して、お金を出したということだと思う。

(江川委員) 特別会計は、数も相当あってかなり複雑なので、一朝一夕に全部きれいに整理するというのは難しいということを見ると、さっき宗岡先生がおっしゃっていた、人、物、

金をきちんと一元管理して、みんながわかりやすい形に持っていくというのは、一つのステップとして重要ではないかと思った。そうすることによって、実は特別会計として、プロジェクトとして一くりにしているものが、本当に役に立っているのか立っていないのかということでのアカウントビリティーも生まれるし、規律も生まれる。そのことを考えると、そういうふうにしていくためのルールをつくっていくというのも、一つのプロセスとして考えてもいいのかと思ったが、いかがか。

（藤田参事官） 宗岡先生がおっしゃったことも、江川先生がおっしゃったことも、ごもっともだと思う。ただ、人、物、金で一体となっている会計と、単なる財布のようなお金の通過点にすぎない会計があって、それぞれ特別会計という名前を使っている、それは全然性格が違う。だから、それを全部、人、物、金にすると、せっかく単なる貯金箱のようなお金の通過点として置いてあるものに、さらに人と物と金をあげて独立させることになってしまう。全く私見ではあるが、そのような事情があるので、全部、人、物、金で整理して独立させるというのは、私は個人的には余り賛成ではない。

もちろん責任体制をきちんとしなければいけないというのは非常に重要なご指摘だ。あるときは一般会計、あるときは特別会計というように便利使いしているというようなことはよくないし、責任体制だとか開示体制がしっかりしていないというのはよくないと思うので、そういう考え方を出していくということは重要だと思う。ただ、全部それで統一してしまうと、かえって逆方向になる。今、独法が独立し過ぎて困るという議論があるが、もともとつくるときは、独立させるべきだということで全部独立させたわけであり、ちょっと余計なことまで申し上げて恐縮だが、何が起こるのか、何が重要なのかを考えながら制度設計していく必要があると思う。

（伊藤委員） 事務方に質問してもよろしいか。

「特別会計のはなし」の26ページ、特別会計の焦点は12.3兆円、図1-2-13を見ると先ほど法規課長が言っていたと思う。その歳出が問題だと、法規課長は暗に言ったような気がする。その上の図1-2-12の12.3兆円はわかる。「地方交付税交付金等19兆円」、地方交付税もやらないとだめだとわかる。だが、「財政融資資金への繰入れ27兆円」、これはどういう仕掛けになっているのか。この27兆円は、繰り入れというのはどういうことか。説明していただきたい。

(藤田参事官) 昔は、郵貯とか年金のお金を特別会計で受けて、それをいろいろな開発銀行とか道路公団に貸していたが、今は財投のための国債を発行して、それを特会に入れて、そこから貸すことになっている。一たん特会に入るというプロセスが入る。それが、この財投資金への繰り入れである。

(伊藤委員) 承知した。

そうすると、先ほどの金庫番の役目と人、物、金といった、人、物、金はこの12.3兆円によるしいか。あとは金庫番ということか。

(藤田参事官) この12.3兆円の趣旨は、財投とか交付税とか社会保険とか、それ自体を改革しないといけないものを除いたどちらかというの特会固有のものを、わかりやすくするために書いたのだと思う。だから、この中でもやはり公共事業とか、大物があるので、これも公共事業改革とか、そういう考え方をちゃんと考えていかないといけないということであって、金庫番的な役目も、両方必要になると思う。金庫番的な役目も必要であるし、事業自体をどうする、仕組み自体をどうするというのも、この12.3兆円の中でもどうしても必要になると思う。

(伊藤委員) ちょっと補完したいのは、特別会計で金を減らすといったときは、この12.3兆円の中をにらんで、例えば公共事業で道路はけしからぬとか、先ほど法規課長が言っていたが、そういうのを減らせということで、あとの金庫番は、これはどんなことをいっても減らす対象ではないということか。

(藤田参事官) 特別会計改革ということであれば、12.3兆円が主なターゲットになる。ほかのところは、根本問題までさかのぼらないとならない。

(伊藤委員) 承知した。

(松山審議官) 今、藤田参事官が説明したとおりだが、特別会計で具体的な事業を行っているもの、先ほど説明にあったように資金が単に通過していくとか、そういうことではなしに、何らかの事業を行っているというものは、この12.3兆円のグループということだ。事業の合理

化等々によって、先ほど来ご提言のあるような合理化の対象として主に検討していかなければいけないのは、この部分、12.3兆円のところにたくさん入っているということだと思ふ。

それから、あと1点、跡田先生が、先ほど剰余金が18年度になって急にたくさん出てきたということについて疑念を呈せられていたが、それは1つには、特別会計の剰余金をはき出して、それをどう使うかという哲学がきちんとあるかないかという問題になると思ふ。今回、例えば外為特会の剰余金というのは、毎年、一般会計に繰り入れて、その他の歳入と合わせて、一般会計のフローに回している。諮問会議でも大変議論された「ストックはストックへ」という議論、要するに債務の返済にきちんと回していこうという、その原則が明示的に議論されたのが、去年から今年にかけてということではなかったかと思ふ。だから、財融特会から12兆円の捻出をした。これは、国債整理基金にそのまま繰り入れたということだが、そういう基本的な方針を明確にした上で思い切った捻出をしたということだと思ふ。

(跡田委員) それは、今後も維持されるのか。

(松山審議官) 「骨太」の中で、今回、「ストックはストックへ」という基本的な考え方を決定しているので、今後も維持されると思ふ。ただ、たまっているものが、同じように毎年度出てくるかということ、それは当然そうはいかないのだと思ふ。

(本間会長) 今の点だが、跡田委員のメモの の部分をご覧いただきたい。哲学があるかどうかというのは、私も金利変動準備金の扱いなどというのはコミットしている部分もあるが、ルールがあるがやるかどうか、政治的な圧力も含めて、タイミングをどう図るかというのは、割と裁量的なところがある。今回は、かなり強い圧力があって、理財局も思い切って12兆円を出したということなので、余った部分をどう使うかということについても、やはり定期的にルール化をして見直していく必要がある。昔は「財務省、ようやったな」と言って、特別会計のポケットからぽっと出して「そんなお金があったのだ」といって拍手喝采などという話はよくあったが、そういう状況ではもうだめだ。特に、原則の問題は、松山審議官から出たが、定期的に検証しながら、余ったものについて、剰余金のままでよいのか、あるいは一般会計へ入れるのか等も、法律的な部分も含めて剰余金積立金の問題も、もう少し具体的に検討しなければならないと思ふ。

各特別会計が一体どうなっているか、数字を調べていただきたい。法律的にどのように規定

されているかについても同様。具体的に生々しく言えば、みんな弾が通り過ぎるのを頭を低くして、いかに使われないか、プールされているかというのに腐心しているようなところがある。そこはやはりきちんとした整理をしなければいけないのではないかという感じがする。

特に原則的なことかというと、なぜ資産債務改革をやるのかというときに、跡田メモで重要な点は、国民経済レベルで、資金の流れがどうなって、ストックベースがどれぐらいに変化していくかというのをきちんと見ていくということ。その方向に合致しているかどうかを精査していく。なぜ資産債務改革が必要かというのは、政府の部内にお金が非常にため込まれて、債務も含めて非常に大きな存在になっているから、資産債務や特別会計や、あるいは公会計の整備によって、経済全体での効率性を追求できるような形で資金の流れを管理していこうと。こういうことなので、「3 資産・債務の削減について」の2番目の黒丸は、相当分析して、例えばこういう改革をしたら、このぐらいの変化、変動が起こってくるというようなところまで突っ込まなければだめではないかという感じがする。部品の数字は出てくるのだが、トータルでどれぐらい変化して、どこがどのように動いているかというのは、数字が出ていない。与党の議論も含めて今までの議論の中で出ていない。部分品で単発的なパーツはあるが、全体でどれぐらいに動いているかというのはないので、この調査会の一つの目玉として整理する必要がある。それをどこでやるのかというのは、内閣府はもちろん経済財政諮問会議をマネージする部分だし、その下にある専門調査会が、やっていかなければいけないテーマになると思う。例えば、財務省に振ったところで、これはまた各省庁との関係が出てくるので及び腰でできない。財制審に持っていったって、そんなものはできない。だから、ここは内閣府を主に置いて、専門調査会がやるということになるんだろうと思う。そこは、一つのはっきりとしたメッセージを出した方がいいのではないかという気がする。

それからもう一つ、「2 公会計改革および統計整備について」の3番目の黒丸も重要だ。財政統計と国民経済計算の関係が意識されていないのが、経済財政の運営と制度の改革の問題が結びついていけない一つのネックになっている。国民経済計算と財政統計の整合性はどうなっているのか。

(松山審議官) 詳細はわからないが、公会計がこれから整備されていくときに、それに合わせてSNAと公会計の関係、財政統計との整合性を、むしろ強化できるチャンスである。だから、ここにご指摘をいただいているような視点で、内閣府のサイドでも、当然、取り組んでいくべき課題だと思う。財務省の方でも考えておられるかもしれないが、内閣府としては、当然

やるべきことだろうと思う。

（藤田参事官） この問題については、財務省は財務省で当然やっているが、経済研究所の方で研究を始められているアジェンダに乗っていると聞いている。

（宗岡委員） もう1回議論を蒸し返したいと思う。実は特別会計は、ポケットしかないというものもあるので、そういうものに人、物、金をつけるのはおかしいという話があった。私は、それは、特別会計とその他の会計の切り分ける部分、あるいは切り分け方がおかしいと思う。すなわち、ポケットとして使っている特別会計は、ポケットとして使うという企画をした部門があるはずで、そこまで全部含めて一つの部門として独立させて特別会計という形にしないと、本当のコストがわからないことになると思う。むしろ企画部門もくっつけた形で、人、物、金を全部くっつけた形で一つのまとまりにするべきだ。そうしないと、そういう政策を行ったことに対するコストが明確に見えてこないと思うので、それは今の切り分け方を前提とせずに、企画を含めた人、物、金をくっつけて十分成り立つような形の切り分け方をすべきと思う。

特に、国債の償還費、利払い費の部分については、この特別会計でやっている部分と、それ以外に、国として国債を管理している部分があって、その切り分けが見えにくいところがある。したがって、それは国債全体の管理というような形でくっつけた方が、全体像が見えてくると考える。

（藤田参事官） 国債のこととか、個々のことについては控えるが、そういう面は当然あるが、一方で特会をさらに肥大化させるという面もあるし、あるいは、それがいけないというところなのだが、一般会計も特会も同様に予算が提出されて国会で審議されているにもかかわらず、実際、特会は審議していないとみんな思っている。あるいは、特会について興味がないのかというマスコミとか国会の、現実はその通りだ。だから、きれいになって、見えやすくなるのは事実だが、さらにそれが副作用というか、特会が大きくなるという面があるのかと、どうも私は頭の中で、それが気になっている。

（江川委員） 両方の折衷になると思うが、多分、宗岡先生も私も、実態がどうなっているかという透明性を高める必要があるのではないかということなので、それは新たに特別会計に人や物を張りつける方がいいというわけではなくて、参考資料でもレポートでも、枠組みはよく

わからないが、全体のプロジェクトとしてこれだけの収入と支出があって、これだけのコストがかかって、これだけのベネフィットがあるということがきちっとわかるような資料が必要だという考え方だと思う。だから、それは別に特別会計という形でなくてもいいと思う。

そういうふうにするれば、透明性が増して、マスコミなどもそれに関心を持つということもあると思う。今まで特別会計に余り関心が払われなかったのは、やはり何がどうなっているのか全然わからなかったので、数字の一部だけを見せられても評価のしようがなかったという部分が大きかったのではないかと思う。

(関会長代理) 他に御意見はよろしいか。それでは、江川先生、お願いしたい。

(江川委員) では、貸付金等の証券化について話させていただく。

まず最初に、日本国内の証券化市場の現状について簡単におさらいすると、昨年の新規の組成は8兆円弱で、今の残高、いわゆる市場規模は、大体10兆から15兆円と推定されている。後でも述べるが、海外の証券化市場に比べると、規模、それから対象資産ともにまだ少なく、まだ揺籃期にある市場という位置づけだと思う。

証券化をすることの意義だが、これはいろいろなレポートでさまざまな形で述べられているが、きょうの議論のために、わかりやすく抽象的に整理をした。2つ大きな意義があると思っている。1つは異なるキャッシュフローの証券に置きかえることができること。その結果として、例えば金利リスクを軽減したり、借りかえリスクを軽減できるということが出てくる。

もう一つのメリットとしては、信用力の根拠が異なる証券を発行することができる。これは、証券化の非常に大きな意義だと思うが、余り今まで議論されていないような気がしたので、あえて書いた。つまり、例えばいわゆる発行体の信用力ではなくて、持っている資産を担保として発行ができるということで、それによって資金調達方法が多様化できるというのが大きなメリットだ。

次に、貸付金等の証券化のポイントに進んで、図をご覧いただきたい。なぜこういう図を描いたかという、証券化といったときに、政府から財投機関に出している貸付金の証券化というのが今回の議論のポイントだと思うが、財投機関が最終的な借り手である中小企業や個人に出している、そういう貸付債権の証券化というのも、今行われていて、時々この2つの議論が混同されている嫌いがあると思ったので、きちんと明示したかったのが目的だ。

右の方の財投機関の貸付債権に関しては、住宅金融公庫とか中小公庫とか、既に進んでいる

ものもあるので、これをさらに進めていくということが大切だと思う。そうやって財投からの貸付金への依存度を低下させることによって、間接的に貸付金を減らしていくことができるというのが大きなポイントだ。

それから、財投機関のレベルで行っている証券化も、さらに対象を広げていく余地は将来的にはあると思っていて、教育ローンだとか、それ以外の資産も可能性がある。それから、もっと長期で考えていくと、非常に小さな貸付債権でも、年限が同じものをほかのものとまとめてプールにするなど、いろいろなバラエティーが考えられる。どうやって国に対する依存度を下げていくかという観点から、積極的に取り組んでいくことが重要だ。

次に、財政融資資金の貸付金、今回のポイントだが、これに関しては、まず一般論として言えば、国が国債で借りて、それを貸付金に使っているという状況からかんがみて、それを下回るコストを証券化によって実現するというのは、一般的には非常に難しい。ただ、当然、今申したように、市場がまだ非常に小さいので、これが拡大すること、あるいはストラクチャーを工夫していくことによって、コストを下げっていくことはできる。つまり、今、証券化のコストは国債のコストをおよそ40ベースポイント上回っている、そういう議論が前回のプレゼンテーションでもあったが、この差を縮めていくということは、当然できる。

それから、冒頭に申したように、証券化市場というのはまだ小さいので、自民党や同友会のペーパーにあったように100兆円規模で貸付金を証券化していくというのは、短期的には現実的ではない。市場関係者にいろいろヒアリングをしていくと、市場規模にかんがみて、余りたくさんやり過ぎるとコストが上がるということも考えると、現実的なレベルとしては、多分、短期でいうと数兆円、10年とかで考えても数10兆円とか、そういうレベルかと思う。

それから、意義ということだが、さっき申したように、金利リスクや借り替えリスクの軽減というのはあるが、証券化の一番の大きなポイントというのは、やはり国の信用力に頼ることのない資金調達手段を確保することができるということにある。前に、国の財務諸表という資料を見せていただいて、企業会計の考え方にのっとって、国がどれだけの債務を負っているかというものを整理したものと伺った。例えばそれに計上されている国の負債の合計というのは941兆円だが、それには地方の債務が入っていない。地方の債務は200兆円と聞いており、それも正しい数字ではないのかもしれないが、例えば国の債務が940兆円だとすると、それに地方の債務だとか偶発債務だとか、そういうものを足していって、つまり企業会計のイメージで国が負っている債務が全部でどれだけあるかと考えると、1,000兆円を優に超えるというふうにも考えられる。そう考えていくと、やはりそれをどんどん減らしていくのはとても重要であ

るし、場合によっては国の信用力に頼らない別の資金調達の方法をあらゆる形で探っていくというのは意義があるのではないか。つまり、現在の段階で、国債よりもコストが高いからといって、それを全くやらないというよりは、そういうことも検討課題として考えていくという考え方もあるのではないかという意味だ。

2ページ目に進んで、もう一つ、証券化に取り組む意義としては、資本市場を育成していくという観点があると思う。先ほど言ったように、日本の証券化の市場というのはまだ小さくて、ここに出したのは、非常に大雑把な数字だが、例えば公社債市場全体に対する証券化市場の比率というのを見ても、欧米に比べてまだ非常に小さいということがある。だから、これをもっと拡大していく、資本市場を育成していく、それと同時に、それを財投改革にも生かしていくという、そういう観点も考えられる。

それから、一般論としては、新しい市場の育成のときに、信用力の高い発行体が第1号となって市場を切り開いていくというのは非常に現実的なことだと思うので、そういう意味合いからも、政府部門あるいは財投機関がそういうことを積極的にやっていくという意義はある。

そういったことで、証券化市場を今後育成していくために何が必要かということと言うと、インフラの法制面などでは特に大きな問題点はないと聞いているが、市場を長期的に育成していくためには、恒常的にきちっと証券を出していくというコミットメントが重要だと考える。だから、例えば貸付金を証券化するというのであれば、短期的に、今困っているから数年だけ、あるいは今年だけやってみる、とかというのではなくて、ある程度腰を据えてきちっと長期的に出していくという気構えでやっていくことが、市場の育成にも役立つし、結果としてコストを低減させていくということにもつながっていく。

それから、貸付金そのものを入り口のところで少なくしていくというのは、既に財投改革の中で行われているので特に大きくつけ加えることはないが、ここであえて掲げたのは、証券化をやっていくからといって、こちらの方の規律を緩めてはいけないという観点だ。と申すのは、貸付金残高の270兆円を考えたときに、証券化で減らせる部分というのは短期的には限度があるので、やはり入り口の部分できちっと見直していくということが重要だ。どうしても必要な、国としてやっていくべき政策金融と、それから昔は意義があったけれども役割を終えてしまった、あるいは肥大化してしまった、そういう部分とがまだ混在しているような印象を受けるので、それをきちっと峻別していくことが、やはり国の債務を減らしていく上で、インパクトも大きく、重要なことではないかと思う。

それから、貸付金の証券化とは少し外れるが、財投機関にかかわることとしては、財投機関

を民営化して、その株式、出資を売っていくということもあるし、売り方のバラエティーとして、その転換証券、CBのような形でやっていくということも、積極的に考えてもいいのではないかと思った。国債と、それらの株式を組み合わせた証券というのは、最終的には国債の利率を引き下げる、あるいは民営化株式を高く売れるという意味でメリットがある。場合によっては、例えばNTTを売却したいときに、電気通信の株式に対する需要が低迷していても、国債と組み合わせで転換社債という全く違った市場にアプローチすることによって売る活路が開けるという見方もできる。こういったことも合わせて考えていってもいいのではないかと思った。私からは以上だ。

(関会長代理) では、ご質問をうかがいたい。

(跡田委員) 一番最後の転換証券という考え方は、初めて伺って、すごい手だと思った。確かに、これは国債ではなく、転換社債のような形で各機関に発行させて、民営化が終了する時点で株式に転換できるように、この民営化への移行過程で使うことができるのかと思う。要するに、財投からの借入れを徐々に小さくしていく途上においてやるには、非常におもしろい方法ではないかと思うが、具体的に海外でこういうような手を使われたような事例があるかお伺いしたい。

(江川委員) 私がイメージしていたのは、民営化する過程でやるというよりは、もう既にある例えば国債とNTTの株をセットにして売るという、そういうようなイメージだ。そういうのは、前の会議でも出たが、フランスでバラデュール債というのがあるなど、海外に事例はある。

(本間会長) 証券化の問題について論点を整理していただき、これから我々が調査会としてまとめていく上での考え方がかなり織り込まれていると思う。

問題は、財政当局の方から出てくる、今の状況の中で証券化がそれほど財政的にメリットがあるとは限らないという主張だ。先ほどの「骨太の方針」の中でも、「メリットがコストを上回る場合に積極的に実施する」という「積極的に実施する」を前文で否定しているような「メリットがコストを上回る場合」と書いている部分が一番大きいと思う。これはメリットとコストをどの時点で評価するかによって違って来るわけで、市場自身がまだ十分に整備されていな

い状況では、当然のことながらコストが高くなっていく可能性が高い。江川委員のペーパーでも、2ページの資本市場育成の視点というところが重要だと思う。市場の整備によって政府のバランスシートと同時に、民間に対しての資金の活用やポートフォリオにおける位置づけが、プラスになるということが十分期待できる。そこをしっかりと書き込んで、工程表的なイメージでどれぐらいのテンポでやるのかという部分を表現上、工夫する必要が出てくるだろうと思う。

証券化について、自民党案では、その規模と工程表のイメージがどうなっているのか。

(日置企画官) 自民党側では、証券化の規模として100兆円と掲げている。特に工程表ということではないかと思うが、基本的に10年間かけてやっていくという話があるので、議論としては10年間程度をめどに考えるということだと思う。

(本間会長) 10年間で100兆というオーダーはどうであろうか。

(江川委員) 10年間ということになると、例えば最初の3年間とか5年間では、まず来年・再来年は数兆円しかできない、それもむしろ1兆円とか2兆円とか、そういうオーダーであろうから、それがどういうふう成長していくかということにもよると思う。でも、私がヒアリングした限りでは、今の段階で100兆円というのはかなり難しそうだという感じはあった。ただ、10年先というのは相当先なので、市場が非常に順調に伸びていけば、全く無理ではないのかもしれない。さっき言った公社債市場に対する証券化市場の比率でいうと、今の日本の公社債市場の規模を前提に、証券化市場の比率がアメリカ並みになるとすると、証券化市場の規模は60兆円ほどになる。だから、それが10年後だともっとふえていると考えれば、100兆円に達する可能性もあるかもしれない。ただ、難しいのは、今申しているのは最大でどれだけできるかという議論だということだ。当然、規模とコストにはトレードオフの関係があり、規模を優先していくと、コストが幾らかかってもやるということになりかねないので、そのバランスをどうとっていくかが重要だと思う。

(本間会長) 同友会案についてはどうか。

(日置企画官) 資産圧縮が175兆で、証券化は100兆ということになっている。

(本間会長) どういうテンポでこの証券化を進めていくかというときに、各国の経験について、江川委員は、公社債市場に対する証券化市場の比率で示されたが、これ以外に何か国際比較はできないか、例えば、GDP等の指標で比べた試算などはあるか。

(江川委員) 実は、GDPでも比べてみたが、アメリカがGDP1,410兆円、日本は514兆円だ。それで、証券化市場がアメリカは230兆円ぐらいで、日本は10から15兆円ということだ。だから、GDPがアメリカが日本の3倍超だとすると、これで見ても230の3分の1という70兆円だから、大体さっき申したのは、いい線かとは思っている。この辺の数字はいろいろなところから寄せ集めてきたので、ペーパーにするのはどうかと思い、書かなかった。

あとは、先ほど申したように、証券化を議論する意義があるとすると、民間企業の事例でいえば、例えばGMの金融子会社は、GMの調子がいいときはGMの信用力で資金調達をしているが、格付が下がってくると、GMの信用力よりも、証券化によってより有利な資金調達ができるということで、使い分けている面がある。日本国政府の格付は、今AAで、今後、AAAに戻っていくといいと私も思っているが、これが万が一、財政改革が進まなくて格付が厳しくなるとか、あるいは市場が厳しくなるといった場合に備えて、別の手段を考えておく必要があるかという視点もあるのではないかとあって、さっき資金調達の多様化ということを申した。多少コストが高くて、選択肢を持っておくということの価値をどう考えるかという視点だ。

(本間会長) 証券化にかかわる国際比較ができるようなデータはあるか。歴史的な発生の経緯も含めて、何かそういう基礎的なものはあるか。

(日置企画官) 手元にはないので、今後調査したい。

(関会長代理) つまり、イメージというか、先生がおっしゃっていることも含めて、どういう条件が出てくればこう広がって、そのことがまた踏み台になって、また新しい条件が生まれるという、その辺の立体的なダイナミックな市場が広がっていく条件のようなものをどうつくっていくのかというところが見えるようにできるといい。国や関係者の証券化に関するコミットメントが要るわけだろう。何をどうコミットメントしてもらえば次にどういくのだと、こういうあたりのところがもう少し 私もこれは大変よく整理されていると思うが、恐らく何か事例があるとわかりよいという本間先生の指摘だと思う。

(江川委員) コミットメントという、少しあいまいな形で申したのは、これは余り現実的ではないと思うが、例えば貸付債権を、コストが国債よりかかっても、これからこういう規模で証券化していくと政府が決めて、それが本当に実現されるとみんなが思ったとしたら、それを見て、例えば民間の証券会社もその業務に人を張りつけたり調査をしたり、あるいは投資家もそれについて研究をしたりして、だんだん市場ができてくるということだ。だが、その政策が、口では言っているけれども、多分そうならないだろうと皆が予想すれば、そういうリソースが自然に集まってくるということはない。

それからもう一つは、今、財政改革ということで証券化に取り組もうと言っているけれども、例えば政権が変わったり状況が変わるとまたしぼんでしまうだろうと皆が思うと、民間の証券会社も、あるいは投資家も、長期的にその業務に人を張りつける意味がないということで、市場が育っていかない。このように相互の関係があるので、なかなかうまく説明しづらかったということだ。

(本間会長) メリットがコストを上回るというときに、「基本方針2006」では、財政面におけるメリットとコストと理解されなくもないが、国民経済にとってのメリットとコストというのは一体どうなのか。証券化が普及して、民間のポートフォリオの中でプラスになっていくといえないのか。今はどちらかという過大な政府部門を小さくしていくということだが、これがマクロ経済全体の中でプラスになるような状況をどのように示していくかということなのだろうと思う。

(関会長代理) そうだ。だから、2つある。意義づけをもう少しきちんとするということと、あとは具体的にどうやるかということと。

(本間会長) そうだ。だから、政府がリスク分散等の点で一方的に証券化をやりたいと言っても、それをマーケットで吸収していくときに民間部門にメリットもなければ成熟しない。過渡的なところで財政負担が増えるような状況が生まれるかもしれないが、究極的にはプラスになるということだろう。

(関会長代理) その通りだ。それでは、今日はこれで終わりたい。事務局より今後の日程を

御紹介いただきたい。

（井上参事官） 資料6をご覧ください。

今後のスケジュールについては、次回が第5回、8月29日の10時からということで予定している。ここから報告書の検討が始まる。第6回は、8月31日、これも10時からで、同様に報告書の検討ということになる。

今日からこの第5回にかけて、個別に委員の皆様と担当者ベースでご相談させていただくということになると思う。

第7回は、9月4日、10時からを予定している。ただ、現時点での暫定案であり、今後の作業状況によって変更の可能性はある。また後ほど、日程については調整させていただきたい。事務局からは以上である。

（関会長代理） それでは、これにて終了する。